

平成30年

## 第4回定例輪之内町議会会議録

平成30年12月7日 開会

平成30年12月14日 閉会

輪之内町議会

## 第4回定例輪之内町議会会議録目次

12月7日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長提案説明	4
議第44号(提案説明・質疑・委員会付託)	8
議第45号(提案説明・質疑・討論・採決)	11
議第46号(提案説明・質疑・討論・採決)	13
議第47号(提案説明・質疑・委員会付託)	15
議第48号(提案説明・質疑・討論・採決)	20
議第49号(提案説明・質疑・委員会付託)	23
議第50号(提案説明・質疑・討論・採決)	27
議第51号(提案説明・質疑・討論・採決)	29
議第52号(提案説明・質疑・討論・採決)	32
議第53号(提案説明・質疑・討論・採決)	33
議第54号(提案説明・質疑・討論・採決)	35
散会	37

12月14日

議事日程	39
本日の会議に付した事件	39
出席議員	39
欠席議員	39
欠員	39

説明のため出席した者	39
職務のため出席した事務局職員	40
開議	41
諸般の報告	41
議会運営委員の選任について	41
一般質問	41
1番 上野賢二議員	42
2番 古田東一議員	46
9番 森島正司議員	53
議第44号、議第47号及び議第49号（委員長報告・質疑・討論・採決）	60
閉会	67
会議録署名議員	68

平成30年12月7日開会 第4回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成30年12月7日

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案上程  
日程第 5 町長提案説明  
日程第 6 議第44号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第 4 号）  
日程第 7 議第45号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 8 議第46号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第 9 議第47号 輪之内町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について  
日程第10 議第48号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第11 議第49号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第12 議第50号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第13 議第51号 輪之内町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について  
日程第14 議第52号 輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例について  
日程第15 議第53号 輪之内町デイサービスセンターの指定管理者の指定について  
日程第16 議第54号 輪之内町児童センターの指定管理者の指定について

○本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第16までの各事件

○出席議員（7名）

1 番	上 野 賢 二	2 番	古 田 東 一
4 番	高 橋 愛 子	5 番	小 寺 強
6 番	田 中 政 治	8 番	森 島 光 明
9 番	森 島 正 司		

○欠席議員（なし）

○欠員（2名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 野 隆 之	教 育 長	箕 浦 靖 男
参 事 兼 経 営 戦 略 課 長	荒 川 浩	調 整 監 (産 業 ・ 建 設) 兼 産 業 課 長	中 島 智
会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長 兼 危 機 管 理 課 長	田 中 久 晴	建 設 課 長	近 藤 豊 和
教 育 課 主 幹	大 橋 勝 弘	土 地 改 良 課 長	田 内 満 昭
税 務 課 長 兼 会 計 室 長	伊 藤 早 苗	住 民 課 長	野 村 み どり
福 祉 課 長	菱 田 靖 雄		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 島 広 美	議 会 事 務 局	西 脇 愛 美
-------------	---------	-----------	---------

(午前9時00分 開会)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員数は7名です。

12月1日に北島登議員が御逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。

全員出席でありますので、平成30年第4回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（田中政治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定によって、議長において、2番 古田東一君、8番 森島光明君を指名いたします。

---

○議長（田中政治君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月14日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から12月14日までの8日間と決定をいたしました。

---

○議長（田中政治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成30年度8月分、9月分、10月分に関する出納検査結果報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（田中政治君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（田中政治君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

### ○町長（木野隆之君）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成30年第4回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

早いもので平成30年も、もう師走に入ってまいりました。日ごとに寒さも厳しくなってきましたので、どうか議員の皆様も時節柄御自愛いただきますようお願いを申し上げます。

また、去る12月1日に北島登議員が急逝されました。このたびの訃報に接したときは、信じられないと同時に、誠に痛惜のきわみでございました。北島議員の高い識見と熱い情熱を心に刻んで、我が町の発展に尽くすことこそ残された者の務めであると信じるものであります。今はありし日のお姿をしのびつつ、ひたすら御冥福をお祈りするばかりでございます。

さて、本年もいろいろなことがございました。振り返ってみますと、国内では、何とんでも大災害が頻発したことはないでしょうか。6月には大阪で震度6弱の地震、7月には死者200人以上を出した西日本の豪雨、また災害とも言える夏の猛暑、そして9月には当町でも被害が発生した台風21号の襲来、立て続けに北海道胆振東部地震など、さまざまな災害が発生いたしました。

幸いにも当町は、台風21号の襲来以外はさしたる被害もありませんでしたが、このことは単に運がよかったとの一言で片づけてはならないと思っております。いま一度、これらの災害を、私自身はもちろんのこと、全職員、関係機関が再認識し、安全・安心のまちづくりに向け再認識をしなければならないことは論をまたないところであります。

また、海外に目を向けますと、一番大きなニュース、これは6月にシンガポールで実現した史上初の米朝首脳会談ではないでしょうか。1年前には、北朝鮮はミサイルの発射実験を繰り返し、一触即発の事態を懸念していた状況から見れば、まだまださまざまな疑義的な要素や、隣国間の経済駆け引きが見え隠れはするものの、とりあえず平和的解決に向けての一步を踏み出し、このことは大変重要なターニングポイントであったと考えております。

また、この地域では、去る12月2日に東海環状自動車道西回りルートにおいて海津地区の本線工事の起工式が行われました。

今後、当町としても、着々と進む西回りルートのインフラ整備を見据え、最大限活用できるように当町のインフラ整備施策を進めてまいりたいと考えております。

それでは、本日提出させていただきます議案について御説明を申し上げます。



提出議案の内訳は、補正予算 3 件、条例制定 1 件、条例改正 5 件、その他 2 件の合計 11 件でございます。

それでは、議案の概要を順次御説明いたします。

まず、補正予算関係でございます。

議第44号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,623万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,183万7,000円と定めるものであります。

また、地方債の補正として、平成30年度発行の町債につきまして、事業完了に伴い、事業費が確定したため、緊急防災・減災事業債の発行額を減額補正するものであります。

それでは、まず歳出の補正予算について主なものを御説明いたします。

議会費については、期末手当の支給月数を0.05カ月分追加で引き上げる人事院の勧告により生じた不足額9万8,000円を計上するものでございます。

次に、総務費の5,786万1,000円について順次御説明をいたします。

まず、人事管理費において、議会費でも御説明申し上げたように、職員給与の期末手当の支給月数を0.05カ月分引き上げることが勧告されたことにより、不足分155万7,000円を追加で計上するものでございます。

次に、ふるさと応援寄附金に係るものでございます。御案内のように、ふるさと応援寄附金は、個人の意思で応援したい自治体を選んで寄附することができる制度であります。生まれ故郷に限らず、どの自治体にも寄附することができて、その寄附金の使途について指定することができます。また、寄附金額のうち、2,000円を超える金額が所得税及び住民税から控除されるといったメリットもあり、この制度を活用して寄附される方は、全国的にも年々増加しております。

寄附採納自治体は、総務省の指導により、寄附された方に寄附金額の3割を上限の目安として返礼品をお送りすることができることとなっております。当町では、10月末日までに379件、987万6,900円の寄附を受けております。

今後も3月末までに約1,100件、2,938万円を見込んでいることから、基金費にこれまでの寄附額との合計3,926万6,000円を翌年度以降の指定された事業に充当するため、ふるさと応援基金に積み立てるべく計上するものでございます。

また、関連して企画費では、今後の寄附見込みに対する返礼品の購入及び発送、委託事務に係る費用1,542万6,000円を追加で計上するものであります。

その他、広報費では、広報掲示板の今後の修繕及び新設の費用を追加で計上、また生活安全対策費として、交通安全標識やカーブミラーなどの新設及び修繕要望に対応すべく、また岐阜県議会議員選挙費において、平成31年4月に予定されている統一地方選挙についてでありますけれども、天皇陛下の退位などの日程も踏まえて例年よりも1週間前倒しし、都道府県の議会議員選挙は、平成31年4月7日に執行されることが去る11月

9日に閣議決定をされました。これにより、告示は平成31年3月29日、期日前投票所を3月30日から4月6日まで開設することになりますので、3月30日、31日に期日前投票所を開設するために必要な費用をそれぞれ追加で計上するものでございます。

次に、農林水産業費については、平成29年度に交付を受けた機構集積協力金補助金のうち、経営転換協力金について補助採択要件を満たさなくなり返還が生じたため50万円を、また9月4日に日本国内を横断した台風21号により農業用ハウスや育苗施設で被害が発生しましたので、修繕するための費用445万6,000円を助成するために、それぞれ追加で計上するものであります。

次に、教育費については、アポロスタジアムの照明灯において電気配線の劣化による漏電が発生し、原因となった配線は応急的に修繕をいたしたところでありますが、他の配線も確認した結果、全ての配線が同様の状況であり、漏電火災の危険性もあることから早急に対応するため、夜間使用しない冬場を利用して修繕するために260万3,000円を追加で計上するものでございます。

また、同じく教育費の小学校費では、大藪小学校南舎の2階には理科室があり、非常時に理科室手前にある階段を使用して避難ができない場合には、室内に設置してある救助袋を使用して校舎外に避難をしなければならないことになっておりますが、救助袋では生徒数を考慮すると時間がかかるため、一刻でも早く避難できるようにするために非常階段を設置すべく、工事設計業務に係る費用71万3,000円を追加で計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

地方交付税においては、補正予算額の総額に対して不足分の財源の一部として1,903万円を計上するものでございます。

次に、県支出金について御説明をいたします。まず、農林水産業費県補助金においては、台風被害を受けた農業用施設の修繕費用を助成するための県補助金445万6,000円を、また岐阜県議会議員選挙の期日前投票所開設に係る費用22万5,000円を計上するものでございます。

次に、寄附金においては、今年度のふるさと応援寄附金の寄附見込み額3,926万6,000円を計上するものであります。

続いて、繰越金は、地方交付税と同じく補正予算額の総額に対して財源不足分として355万4,000円を計上するものであります。

最後になりますが、町債において、緊急防災・減災事業債における事業が完了したことにより起債の発行が可能となる発行可能額が確定いたしましたので、30万円を減額するために計上するものでございます。

次に、議第45号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）、2万円、議第46号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算

(第2号)、5万1,000円につきましては、職員給与の期末手当の支給月数を0.05カ月分引き上げることが勧告されたことにより、不足分をそれぞれ追加で計上するものでございます。

以上が補正予算の主な内容であります。

続きまして、条例関係の提案理由を順次説明いたします。

まず初めに、議第47号 輪之内町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定については、全ての町民が生涯にわたって歯と口腔の健康に関心を持ちながら、主体的かつ自主的に健康づくりに一層取り組むことを促すこととあわせて、その取り組みを歯科医師等の関係者とともに支えることにより、町民一人一人の生活が生涯にわたり健康で質の高いものとなることを目指すべく、条例を制定しようとするものでございます。

続きまして、議第48号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告による職員の給与改正にあわせて町議会議員の期末手当の支給率の改正を行うものであります。

次に、議第49号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議第48号と同様の趣旨で改正を行うとともに、去る11月7日にありました輪之内町特別職報酬等審議会の答申に基づき、教育長の給与額の改定を行うものでございます。

次に、議第50号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、本年8月に出された人事院勧告に基づき、勤勉手当及び給料表等の改正を行うものでございます。

続いて、議第51号 輪之内町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例については、御案内のように、センター業務の調理業務を9月から委託化をしております。その執務体制について、現状で所長1名、栄養教諭1名、委託業者から所長1名、管理栄養士1名、調理員10名、この調理員10名の中には運転手も含んでおりますけれども、そういった体制で運営をしております。今回の条例改正については、現行の体制に合わせるべく条例等の改正をするものでございます。

続いて、議第52号 輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましては、土地改良法の一部改正に伴う条文の条ずれ等の対応及び特別徴収金に係る規定の項建てから条建てへの変更並びに題名の改正を行うものでございます。

次に、議第53号 輪之内町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、そして議第54号 輪之内町児童センターの指定管理者の指定については、それぞれ来る平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間において管理・運営する指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中政治君）

日程第6、議第44号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第44号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

お手元に配付の議案書1ページをごらんください。

議第44号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）。平成30年度輪之内町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,623万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,183万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成30年12月7日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

2ページから3ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

続きまして、4ページの第2表 地方債補正については、緊急防災・減災事業債においてJアラート新型受信機更新工事が10月末に完了し、起債の発行が可能となる事業費を割り出しました結果、160万円となりましたので変更するものでございます。

それでは、補正予算の内容について説明をさせていただきます。

まず、歳出の補正予算について御説明を申し上げます。

お手元に配付の事項別明細書8ページをお開きください。

款1. 項1. 目1. 議会費の9万8,000円は、人事院が国家公務員と民間の期末手当の支給水準の較差を解消するため、支給月数を4.40月分から4.45月分に引き上げるよう勧告したことによりまして、当町においても期末手当を引き上げるべく、不足分を追加で計上するものでございます。

次に、9ページをお開きください。款2. 項1. 目1. 人事管理費の155万7,000円は、議会費でも御説明申し上げましたように、期末手当の支給月数を4.40月分から4.45月分に引き上げることが勧告されたことによりまして不足分を追加で計上するものでございます。

次に、目3. 広報費の18万7,000円は、今日までに広報掲示板を9カ所の修繕及び1カ

所の新設を行いましたけれども、今年度は箇所数も増加しており、予算残額が少ないため、今後の修繕及び新設要望がありましても対応できないことから、修繕2カ所分及び新設1カ所分の費用を追加で計上するものでございます。

次に、目8. 基金費の3,926万6,000円、目9の企画費1,542万6,000円は、関連性がございますので一括にて御説明をさせていただきます。

この予算計上は、ふるさと応援寄附金に係るものでございます。町長の説明にもございましたように、ふるさと応援寄附金は、個人の意思で応援したい自治体を選んで寄附することができる制度で、生まれ故郷に限らずどの自治体に寄附することもでき、その寄附金の使途について指定することができます。また、寄附金額のうち2,000円を超える金額が所得税及び住民税から控除されるといったメリットもありまして、この制度を活用して寄附される方は、全国的に年々増加しておるところでございます。寄附をいただいた自治体は、寄附された方に寄附金額の3割を上限の目安として返礼品をお送りすることができることとなっております。

当町では、8月17日から事務代行会社、株式会社さとふるに寄附の受け付け及び返礼品のラインアップ、返礼品の発送を委託しておりますが、10月末までに379件、987万6,900円の寄附を受けました。今後も3月末までに約1,100件、2,939万円を見込んでいることから、基金費にはこれまでの寄附額と合計3,926万6,000円を翌年度以降に指定された事業に充当するため、ふるさと応援基金に積み立てるべく計上するものでございます。

また、企画費の1,542万6,000円は、11月から3月末までの寄附見込み件数の約1,100件、2,939万円に係る返礼品の購入及び発送委託事務に係る費用を追加で計上するものでございます。

次に、目10. 生活安全対策費の120万円は、交通安全標識やカーブミラーなどの新設及び修繕要望が増加しておりますが、予算残額が少ないため、今後の修繕及び新設要望がありましても対応ができないことから追加で計上するものでございます。

次に、10ページをお開きください。款2. 項4. 目3. 岐阜県議会議員選挙費の22万5,000円は、31年4月に予定されております統一地方選挙において、天皇陛下の退位などの日程も踏まえて例年よりも1週間前倒しし、都道府県の議員選挙につきましては、31年4月7日に執行されることが去る11月9日に国会において閣議決定されたところでございます。これによりまして、告示は31年3月29日、期日前投票所を3月30日から4月6日まで開設することになりますので、3月30日、31日に期日前投票所を開設するために必要な費用を追加で計上するもので、県より計上額と同額の交付を受けて実施するものでございます。

次に、11ページをごらんください。款5. 項1. 目2. 農業総務費の50万円は、平成29年度に交付を受けた機構集積協力金補助金のうち、経営転換協力金について補助採択要件を

満たさなくなり、返還が生じたため、追加で計上するものでございます。なお、返還が必要となった方からは、既に50万円全額を当町に返還済みであることを申し添えます。

次に、目4. 耕種農業費の445万6,000円は、去る9月4日に襲来した台風21号により農業用ハウスや畜舎、育苗施設で被害が発生いたしましたので、修繕するための費用を助成するために追加で計上するもので、県より計上額と同額の交付を受けて助成するものでございます。

次に、12ページをごらんください。款8. 項1. 目3. 防災費は財源補正でございますので、歳入予算の説明の中で御説明をさせていただきます。

次に、13ページ、款9. 項1. 目3. プラネットプラザ管理費の260万3,000円は、アポロンスタジアムの照明灯が電気配線の劣化による漏電が発生いたしましたので、原因となった配線は応急的に修繕をいたしました。他の配線も確認いたしましたところ、全ての配線が同様の状況でありまして、漏電火災の危険性もあることから早急に対応すべく、夜間は使用しない冬場を利用して修繕すべく追加で計上するものでございます。

次に、14ページをお開きください。款9. 項2. 目1. 小学校管理費の71万3,000円は、大藪小学校南舎の2階に理科室がありますが、非常時に理科室手前にある階段を使用して避難できない場合は、室内に設置してある救助袋を使用して校舎外に避難しなければなりませんけれども、救助袋では生徒数を考慮すると時間がかかるため、一刻でも早く避難できるようにするために非常階段を設置すべく、工事設計業務に係る費用を追加で計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

款9. 項1. 目1. 地方交付税の普通交付税1,903万円は、補正予算額の総額に対して不足分の財源として計上するものでございます。

次に、4ページをお開きください。款14. 項2. 目4. 農林水産業費県補助金の445万6,000円は、歳出の11ページ、目4. 耕種農業費で御説明申し上げましたが、台風被害を受けた農業用施設の修繕費用の同額を助成するために補助金として計上するものでございます。

次に、項3. 目1. 総務費委託金22万5,000円は、歳出の10ページで御説明申し上げましたが、岐阜県議会議員選挙の期日前投票所開設に係る費用の同額を計上するものでございます。

次に、5ページ、款16. 項1. 目2. 総務費寄附金3,926万6,000円は、歳出の9ページ、目8. 基金費で御説明申し上げましたが、今年度のふるさと応援寄附金の寄附見込み額を計上するものでございます。

次に、6ページ、款18. 項1. 目1. 繰越金355万4,000円は、補正予算額の総額に対して不足分の財源として計上するものでございます。

最後になりましたが、7ページ、款20.項1.目2.消防費債の緊急防災・減災事業債30万円の減額は、冒頭の議案の第2表で御説明申し上げましたが、Jアラート新型受信機更新工事が完了いたしまして、起債の発行が可能となる額が確定をいたしましたので、超過額30万円を減額するために計上するものでございます。

以上で、議第44号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第44号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第44号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（田中政治君）

日程第7、議第45号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○福祉課長（菱田靖雄君）

それでは、議第45号につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお開きください。

議第45号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）。平成30年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,502万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年12月7日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の6ページと7ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として款項別の補正額をお示ししたものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）の事項別明細書、3ページをごらんください。

歳入から御説明をさせていただきます。

款5.繰越金、項1.繰越金、目1.繰越金につきましては、2万円の増額でございます。

次に、歳出を御説明させていただきます。

4ページをごらんください。

款2.児童発達支援事業費、項1.障害児給付費、目1.児童発達支援事業費は、2万円の増額でございます。平成30年度の人事院勧告におきまして給料の見直しと期末・勤勉手当月数の引き上げが行われることになりましたので、それぞれ不足分につきまして増額をお願いするものでございます。

以上で、児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）の御説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（田中政治君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

これで質疑を終わります。

これから議第45号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

これで討論を終わります。

これから議第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第45号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第



1号)は、原案のとおり可決をされました。

---

○議長（田中政治君）

日程第8、議第46号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

建設課長から議案説明を求めます。

近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

それでは、議第46号について説明をさせていただきます。

議案書8ページをお開きください。

議第46号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。平成30年度輪之内町の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,263万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年12月7日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

9ページ、10ページの第1表は、今回の補正を款項別にまとめたものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、職員給与改正に伴う人件費の不足額を計上しておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、事項別明細書、3ページをお開きください。

歳入から説明させていただきます。

款6.繰越金、項1.目1.繰越金5万1,000円の増額は、今回、補正財源に充てるための計上でございます。

次に、歳出でございますが、4ページをお開きください。

款1.公共下水道費、項1.特定環境保全公共下水道費、目1.特定環境保全公共下水道建設費5万1,000円の内訳につきましては、節2.給料に5,000円、節3.職員手当等へ2万6,000円、節4.共済費に2万円を、それぞれ増額するものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

先ほどもちょっと聞こうと思っておって、ちょっとうっかりしておりましたけれども、この補正予算で財源として繰越金がありますけれども、繰越金というのはあとどのくらい余裕があるのか。これ、全額計上されているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

下水道会計についてでよろしいですか。

(「はい」と9番議員の声あり)

○建設課長（近藤豊和君）

29年度決算額による繰越金につきましては、2,767万4,240円が繰り越されておりますが、今回、補正分に充当した部分、総額で2,163万5,000円となりますので、まだ財源としては残っておるところでございます。

○議長（田中政治君）

ほかにはいいですか。質疑ありませんか、よろしいか。

(「なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第46号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第46号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

### ○議長（田中政治君）

日程第9、議第47号 輪之内町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についてを議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

### ○福祉課長（菱田靖雄君）

それでは、輪之内町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の11ページをごらんください。

議第47号 輪之内町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について。輪之内町民の歯と口腔の健康づくり推進条例を次のように定めるものとする。平成30年12月7日提出、輪之内町長でございます。

まずもって、この条例の制定理由を御説明させていただきます。

これまで町は、虫歯などの歯科疾患が子供の健全な成長や成人期以降の歯と口腔の健康に大きな影響を及ぼすという認識のもと、歯と口腔に注目をして乳幼児期から学齢期、妊産婦期の方を重点的に口腔保健医療サービスを提供してまいりました。

でも、近年では、歯科疾患が歯と口腔に影響を及ぼすだけでなく、体全体に影響を及ぼすことなどの科学的報告がされておりまして、歯と口腔の健康づくりが高齢期等における歯科疾患の重症化の予防だけでなく、最近ではフレイル予防という言葉もありますけれども、体全体の健康を保持増進する上での重要な要素になっていると言われております。

このことから、町といたしましては、乳幼児期のみならず高齢期においても歯科疾患予防の重要性を改めて認識することとあわせまして、口腔機能の維持が体全体の健康に深くかかわることに着目して、全てのライフステージについて口腔保健医療サービスを提供していくことは健康寿命の延伸につながるものと考えます。

そこで、町といたしましては、全ての町民が生涯にわたって歯と口腔の健康に関心を持ちながら、主体的かつ自主的に健康づくりに一層取り組むことを促すこととあわせまして、その取り組みを歯科医師等の関係者ととも効果的かつ有機的に支えることによって、町民一人一人の生活が生涯にわたり健康で質の高いものとなることを目指すため、この条例を制定しようとするものでございます。

それでは、各条文について御説明をさせていただきます。12ページをごらんください。

第1条、目的につきましては、この条例に規定する内容を総括的に示すとともに、こ

の条例の目的について規定をしたものでございます。

この条例は、歯と口腔の健康づくりが町民の健康の保持増進に重要な役割を果たすとの認識から、町民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保を目指すに当たりまして、基本理念、それから町の責務、町の基本的施策などを定めて、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを示しております。

第2条、定義につきましては、この条文中の主な用語について定義をしたものでございます。ごらんのとおりでございます。

続いて、13ページになりますけれども、第3条、基本理念につきましては、歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本理念について規定をしたものでございます。

歯と口腔の健康づくりは、町民が主体的かつ自主的に取り組むことが大前提になってまいります。したがって、町は、町民に対して生涯にわたり個人の自主的な取り組みを促していくことを示すとともに、全ての町民が人生のさまざまな段階において関係する医療、保健、食育、学校教育、福祉、労働などの多様な分野との有機的な連携と協力を得ながら、必要な口腔保健医療サービスを提供していくことを示しております。

第4条、町の責務につきましては、町が果たすべき責務について規定をしたものでございます。

地域住民に最も身近な行政機関であります町といたしましては、先ほどの第3条に定めます基本理念を念頭に置きながら、歯と口腔に関する関連事業を総合的に評価した上で一定の目標を立て、歯科医師と教育関係者及び保健・医療・福祉関係者等と連携をしながら実施していくことを示しております。

第5条、町民の役割につきましては、町民に求められる役割について規定をしたものでございます。

第3条の基本理念にもありますように、歯と口腔の健康づくりの主体は町民でございます。この条例を推進するには、町民一人一人が主体的かつ自主的に取り組む必要がありますので、そこで町民の方々には、みずからの歯と口腔の健康に関心を持つとともに、理解を深めていただくこと、毎食後、正しい方法で歯磨きをすること、定期的に歯科健診を受けていただくことなどの役割を果たすことが期待されます。

第6条、歯科医師等の役割につきましては、口腔保健医療サービスを提供する歯科医師等が果たすべき役割について規定をしたものでございます。

歯科医師等は、町民の歯と口腔の健康づくりにおきまして重要な立場にあります。したがって、歯と口腔の健康を歯科医療、または歯科保健の分野の最前線で支えていただくこと、町が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力をしていただくことなどの役割を果たすことが期待されますし、教育、保育、医療、福祉、食育などの多様な分野の関係者との連携協力にも努めていただくことも期待されるものでござ

います。

続いて、第7条、教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割についてでございます。教育関係者及び保健医療福祉関係者が果たすべき役割について規定をしたものでございます。

教育関係者及び保健医療福祉関係者につきましては、歯科医師等と同様に、町民の歯と口腔の健康づくりにおいて重要な立場にあります。したがって、養護教諭や学級担任などによる歯科保健指導、その他食生活や健康指導などの役割を果たすことが期待されますとともに、歯科医師等と同様に、多様な関係者との連携に努めていただくことも期待されます。

次に、第8条、事業者の役割についてですけれども、これは事業者が果たすべき役割について規定をしたものでございます。

雇用されております従業員にとって職場というところは一日の多くを過ごす場所でもありますので、事業者には成人期における歯と口腔の健康づくりの推進において重要な立場にあります。したがって、事業者には、雇用する従業員の歯科健診及び歯科保健指導の機会を確保するなどの役割を果たすことが期待されております。

続いて、第9条、基本的施策の実施につきましては、町が取り組むべき基本的な施策について規定をしたものでございます。

第1号から第6号まで列挙している施策につきましては、現時点におきます代表的な施策を例示したものでございます。施策の具体的な内容につきましては、今後、国・県等の施策の動向、今後の歯科疾患に関する調査、アンケートの結果等を踏まえまして、この後に規定します第10条ですけれども、推進計画を策定する際に検討することを考えております。あわせて、歯と口腔の健康づくりを推進していくためには多様な関係者の連携が必要不可欠でありますので、町がその調整役を務めることを示しております。

第10条、計画の策定につきましては、歯と口腔の健康づくりに関する計画の策定を義務づけるとともに、それに定める事項や策定に関する手続について規定をしたものでございます。

この条例の目的の実現に当たりまして、条例に掲げる基本理念や方向性が実効性のある施策により担保されることが重要となってまいります。そのため、歯と口腔の健康づくりの推進に関する目標、施策の方針、施策を示す計画の策定を義務づけることにより、総合的かつ計画的な施策の推進を図ることを示しております。それに合わせまして計画を策定、もしくは変更したときには、直ちに町の広報紙、ホームページ等により内容を公表し、広く町民に周知することを示しております。

続いて、第11条でございます。財政上の措置につきましては、長期的な展望に立ちまして継続的に各取り組みの実効性を確保できるよう、町において必要な予算措置に努めることについて規定をしたものでございます。

第12条、委任につきましては、この条例の施行に関し必要な事項については、規則や要綱等へ委任することについて規定をしたものでございます。

最後になりますけれども、この条例は平成31年4月1日からの施行を予定しております。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この条例は町民にとっては当たり前のことなんですけれども、それがなかなかできないというようなことなんですけれども、これを条例として制定する意義とといいますか、その辺のところはちょっと明確でないかなあというふうに私は思っていますので明らかにしていただきたいと思いますが、条例となると権利義務というものが出てくると思うんですが、町民について、これはみずからのことですので義務というようなことに強制するべきことではないと思うわけなんですけれども、今、これをなぜ条例にしなきゃいけないのかというようなことを思っているわけです。

それで、町の責務としては総合的な施策を策定する、そして基本計画を策定するというようなことなんですけれども、こういうのは今までには何もなかったのかどうか。歯と口腔の健康づくりに対する今までの施策はどうだったのか。

もちろんこれはあったと思うんですけれども、そういうのが今までは明確ではなかったと、そのためにこの条例をつくってそれを明確にしようということなのかどうかというようなこともちょっと確認しておきたいと思います。

それで、今の総合的な施策を策定するというんですけれども、これはいつまでにこれを策定するのか。これは現在も本来ならやられていなきゃいけないんですけれども、これがまだないとすれば、これをいつまでに策定していくのかということ。

それから、今の基本的な施策のところにおきましても、さまざま実際にやられていることが書かれているのか、それとも新たなことがあるのかどうか、そういったことを伺いたい。

要は、この条例を策定することによって町のほうの意思が明確になるということになると思うんですけれども、町民に対してどういう働きかけをしていくのかというのが重要なことになってくるかと思うんですけれども、要は町民の意識の高揚が一番肝心だろうと思うんですけれども、その辺のところをどのように進めていこうとしているのかと

いうことをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

福祉課長 菱田靖雄君。

○福祉課長（菱田靖雄君）

まず、1点目の御質問、なぜ条例かということでございますけれども、条例につきましては議会の議決を経まして制定するというものですが、議員必携を見たところ、ちょっと私が見たのは古いですが、平成19年4月25日発行の第八次改訂のものです。その中で条例の種類というのがあります。その種類といたしましては2つ、町村の内部管理に関するものと、もう一つ、住民の権利義務に関するものとあります。

その住民の権利義務に関するものの例示といたしまして、先ほど議員が言われましたように義務を課すものになるんですけれども、税条例、分担金条例、その後に環境保全条例、自然保護条例という例示があります。今回お願いします輪之内町民の歯と口腔の健康づくり推進条例につきましては、環境条例や自然保護条例と同様に理念条例でございますので、これらに類似するものと考えまして、やはり条例がふさわしいのではないかとこのように考えております。

それから、今までにこういったものはなかったのかということですが、歯に関する条例、健康づくりというものは今までつくっておりませんが、施策といいますか、事業といたしましては、歯に関すること、健診だとか、歯科指導だとか、そういったことは実施しております。今回、改めて明文化をしてやっていこうというものでございます。

それから3つ目、推進計画をいつまでに策定するのかという御質問でございますが、予定といたしましては、来年度（31年度）にアンケート調査を行いまして、32年度に計画を策定する予定をしております。

それから最後、どのような働きかけを町民に対してしていくのかということですが、やはり歯と口腔の健康といいますのは、何回も繰り返しになりますが、町民の主体的かつ自主的な取り組みということになりますので、歯に関する理解を町民の方に深めていただくよう促していくとか、一言でいうと啓蒙・啓発になるのかなあというふうに考えております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

別にこの条例に反対するわけじゃないんですけれども、いまいち条例とする必要性というのがよくわからなかったのでお伺いしているわけですが、今、健康診断ってやられているわけですね。健康診断も、これは条例だったですか。ちょっとそれについ

ては認識不足なんですけれども、健康診断は条例に基づいてやっておるものではないというふうに私は思ったんです。

要するに、この歯と口腔につきましても、町民個人個人の身体の健康を維持することによって、もともと町民がみずからの健康のために努力すべきことであって、他人から強制されるものではない。条例となると、やはり規則を守らなきゃならない。条例に反するようなことをやってはいけないというふうになるわけですので、その辺のところはちょっとどうかなと思うんですけれども、そういった意味でお伺いしているわけなんですけれども、今の健康診断についてどうなっていたか、ちょっとお伺いします。

○議長（田中政治君）

福祉課長 菱田靖雄君。

○福祉課長（菱田靖雄君）

健康診断につきましては、条例を定めて実施しているものではございません。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第47号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第47号 輪之内町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（田中政治君）

日程第10、議第48号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、説明をさせていただきます。

議案書の16ページでございます。

議第48号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に關す



る条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成30年12月7日提出、輪之内町長でございます。

17ページが一部を改正する条例です。

今回の条例改正は、町長の提案説明にもありましており、平成30年の人事院勧告による職員の給与改定にあわせ、町会議員皆様の期末手当の支給月額を4.4から4.45月分、0.05月分を引き上げるための改正でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきますので、そちらの1ページをお開きください。

改正条例の第1条関係でございますが、期末手当、第5条の第2項の下線部分で支給月数を0.05月分引き上げ、「100分の227.5」から「100分の232.5」に改正するもので、附則にて平成30年4月1日からこれを適用するものとしております。

2ページは改正条例の第2条関係で、今回の支給月数の引き上げにあわせて6月と12月の支給月数を同じ100分の222.5に改正するもので、こちらにつきましては、附則にて平成31年4月1日から施行するとしております。

なお、この条例につきましては公布の日からの施行とします。

以上で議第48号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

説明書、新旧対照表のほうで2ページですけれども、現行が232.5となっておりますけれども、これは第1条で可決したらこれになるのであって、現行は227.5ということになるわけですね。だから、この説明書、ちょっとこれは違うんじゃないかというふうに思うわけですけれども。

それで、この改正の仕方ですけれども、結局、232.5にするというのはこの12月だけで、あとは222.5にするということになるわけですけれども、この改正の仕方がちょっとどうなのかなと、この説明書そのものも違っているんじゃないかというふうに思うわけです。

だから、これを一つにして、今年度に限りこうする、来年の4月以降はこのようにするというふうな書き方にしたほうがベターではないかというふうに思うわけですが、その辺のこのテクニックの問題ですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（田中政治君）

総務課長 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

ただいま御質問にありましたとおり、第1条のほうで12月分の月数を変更し、それをもって第2条のほうで来年度の4月以降の月数を定めておるわけです。

この条例につきましては、この一つの条例の中で1条があり、2条があるということで、議員さんが言われますとおり、まだ施行前といいますが、条例の制定上、こういう形の議案ということになります。

テクニックという議案の表現の仕方は、確かにいろいろあると思いますが、今回につきましては、国・県からの準則もございまして、やはりそれに準じて今回の提案とさせていただきます。やり方としては、今おっしゃったとおり、いろいろあると思いますが、こういう形のほうがこちらとしましては、1条で改正し、それを2条で改正すると、そのほうがわかりやすいというふうな判断もあり、このような議案とさせていただきます。以上です。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第48号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第48号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩します。

（午前10時07分 休憩）

（午前10時22分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（田中政治君）

日程第11、議第49号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、説明をさせていただきます。

議案書18ページになります。

議第49号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成30年12月7日提出、輪之内町長でございます。

19ページが一部を改正する条例になります。

今回の条例改正は、町長の提案説明にもありましたとおり、先ほどの議第48号と同様に、平成30年の人事院勧告による職員の給与改定にあわせて常勤の特別職職員の期末手当の支給月数を0.05月数分引き上げるものでありますとともに、教育長の給料月額を28万円から52万円に改正するものです。

特別職の報酬、また給料の額に関する条例をこの議会に提出しようとするときは、あらかじめ輪之内町特別職報酬等審議会の意見を聞くものとしております。今回の改正条例の提出に際しましても、当審議会に諮問いたしました。その結果、審議会の答申の額が妥当であると判断し、答申の額を尊重し、条例案を提出したものでございます。

それでは、新旧対照表にて説明をさせていただきますので、3ページをお開きください。

改正条例の第1条関係では、先ほどと同様、期末手当、第5条第2項の下線部分で支給月数を「100分の227.5」を「100分の232.5」に改正するものでございます。

4ページでございますが、改正条例の第2条関係でございます。第5条の第2項の下線部分は、今回の支給月数の引き上げにあわせて6月と12月の支給月数を同じ100分の222.5に改正するものでございますが、右側の現行というのは1条の改正後の内容となっております。

別表（第3条関係）の下段でございますが、教育長の給料月額を「28万円」から「52万円」に改正するもので、附則にて平成31年4月1日から施行するとしております。

なお、この条例については公布の日から施行します。

以上で議第49号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

ます。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

今回の特別職の給料の関係ですけど、これは町民もかなり関心があることでありますので、審議会に提出された資料を十分熟読したいと思いますので、委員会にまだ決まっていなくても、熟読したいので提出をお願いします。委員のメンバーとか、審議会に提出された資料です。

○議長（田中政治君）

総務課長 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、ただいまの御要望というか御意見の審議会に対する資料、審議していただいた資料につきましては、また委員会のほうで御提示させていただきたいと思っております。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

委員会では資料を熟読しておる時間がないので、きょうじゅうに配付願えませんか。

○議長（田中政治君）

総務課長 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、きょうじゅうに準備をさせていただきます、議員の皆様にご提示させていただきます。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回の教育長の給料月額が変更になるということですが、これは27年9月に、当時、これは53万円で提案されて、それが28万円に修正されたという経緯があったと思うんですけれども、今回、この52万円として提案された、その根拠は何なのか。

それと、報酬審議会に諮問されているわけですが、どういう趣旨でこの諮問をされたのか、その諮問された趣旨をお伺いしたいと思います。

**○議長（田中政治君）**

総務課長 田中久晴君。

**○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）**

まず、1つ目の今回は52万ということでございますが、この金額につきましては、審議会のほうで審議をされまして、その内容としましては、教育長の責務の重要性、また金額につきましては、やはり近隣市町の金額を参考にしてこういう金額を答申されたということになります。

それから、どういう趣旨で審議会のほうへ諮問したかということでございますが、趣旨といいましても、今回は、先ほど説明しましたとおり、こういった特別職、また議員さんの報酬、給与等を議案で提出するときは、条例に基づいてその審議会に諮問しなくてはならないということになっておりますので、それに基づいて諮問を行ったところでございます。

（挙手する者あり）

**○議長（田中政治君）**

9番 森島正司君。

**○9番（森島正司君）**

議会に提案するためには諮問しなければならないということですので、ということは、まず上げるというのが前提にあって諮問されたということになるわけですが、前回の27年9月議会のときは、今、欠員が2名になっておりますけれども、この同じメンバーで議論して、その結果、現行の金額になっておるわけです。それに対して執行部としては、この議会の前回の議決が妥当ではなかったというふうに判断されたのかどうか。その上で、そういう引き上げの諮問をされたということなのかということですが、前回、いろいろと議論したわけですが、その議論経過というものをどのように受けとめておられるのかということをお伺いしたいと思います。

**○議長（田中政治君）**

総務課長 田中久晴君。

**○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）**

まず、前回、27年9月に提案させていただいて、この議会の場で慎重審議と申しますか、真剣に御審議をいただきまして28万円という金額を示されたということで、当然、議会の御意見ということで、それはそれとして私どもとしては尊重し、それが妥当であ

ると議員の皆様が判断されたと。教育長の責務についてはその金額が妥当であると、そのように判断されたということを尊重しております。

今回、諮問させていただいたのは、審議会において、前回、附帯意見としまして、その審議会に諮問する際には、社会情勢ですとか、そういった環境が変わった場合に必要に応じて審議会に諮問するというような附帯意見がございました。

御存じのとおり、教育長の任期は、来年3月31日で任期を迎えます。ですので、教育長の任期満了ということがございますので、そういった環境が変わるということもありますので、改めまして教育長の、教育長さんだけでありませんが、それと来年度は選挙もございますので、議員さんの報酬、それから町長、副町長の給与もあわせて、特別職の皆さんのそういったものを今回諮問させていただいたというところでございます。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

議会の議論を尊重する、結論を尊重するというような答弁もありましたけれども、であるなら、まだ同じ議会構成なんですよね。27年に意思表示したものを今回同じメンバーで、我々は来年の5月に町民の審判を受けるわけでありましてけれども、その結果をまってからでもよかったのではないかと。そうすれば町民の皆さんの意見も反映されてくるわけですが、同じメンバーであって、同じような内容の議案を提案されるというのは納得が難しいのではないかとというふうに思うわけですが、それをあえて行われた。どうしてもやらなければならないという特別な事情があったのかどうか、その辺のところを説明いただけたらというふうに思います。

○議長（田中政治君）

総務課長 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

先ほど答弁させていただいたのと繰り返しになりますが、今回の条例改正につきましては、教育長だけの給料を改正するという提案になっておりましたので、それで先ほどは教育長さんのことを中心にお話しさせていただいておりましたが、先ほど言いましたとおり、今回の諮問につきましては、特別職であります議員の皆さんの報酬、また町長、副町長、そして教育長、そういった方の全てについて諮問をさせていただいております。

議員の皆さんも、先ほど言いましたとおり、町長も来年度、選挙を迎える年でございます。そういった任期、改選時期に合わせて、そういったことも改めて諮問したほうがよろしいというふうな判断に基づいて諮問させていただいたわけでございます。

諮問に対する答申につきましては、教育長の給料だけを改正するという答申でございましたので、今回の条例改正につきましては、教育長の給料の改正だけを提案させてい

ただいたところでございます。以上です。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第49号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第49号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

○議長（田中政治君）

日程第12、議第50号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、議第50号を説明させていただきます。

議案書は20ページになります。

議第50号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成30年12月7日提出、輪之内町長でございます。

21ページから27ページがこの一部を改正する条例になります。

今回の給与条例の改正につきましても、今年の8月10日の人事院勧告を受けまして、11月6日の閣議決定を経て11月30日に公布されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を踏まえまして、輪之内町職員の給与改定を行うものでございます。

改定の内容は、新旧対照表にて説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

改正条例の第1条、第2条関係になっております。

まず、第1条関係でございます。第13条の3、初任給調整手当に関することが規定さ

れておりますが、下線部分の月額を改正するものでございます。

18条では、6ページのただし書き以下を削除するものでございます。

23条では、宿日直手当を改正するものでございます。

それから、23条の7は勤務手当を0.05カ月分引き上げるもので、8ページをごらんください。8ページの下線部分で6月に支給する支給月額を残しまして、12月に支給する支給月額を0.05カ月分引き上げるものでございます。

同じく同条の第5項では、第1項の準用規定を定めております。

9ページから15ページは、別表第1で職員の給料表を改正するものでございます。人事院勧告によります民間給与との較差を踏まえまして、初任給を1,500円引き上げ、若年層につきましては同程度を改定し、そのほかにつきましては400円を引き上げること

を基本に改定がされております。16ページが改正条例の第2条関係になります。こちらの改正は、先ほどの議第48号、議第49号と同様に、今回の給与月額の引き上げにあわせまして6月と12月の支給月数を同じにするために、23条の4、期末手当と17ページの23条の7、勤勉手当の支給月額をそれぞれ改正するものでございます。こちらのページも先ほども補足させていただきましたが、現行は第1条の改正を受けたものになっております。

議案書の26ページに戻りますが、附則にて、この改正条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成31年4月1日からの施行としています。

また、第1条の規定は、平成30年4月1日から適用するものとしております。

以上で議第50号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

**○議長（田中政治君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

**○議長（田中政治君）**

これで質疑を終わります。

これから議第50号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

これで討論を終わります。

これから議第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第50号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

---

○議長（田中政治君）

日程第13、議第51号 輪之内町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

教育課主幹から議案説明を求めます。

大橋勝弘君。

○教育課主幹（大橋勝弘君）

それでは、輪之内町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案書の28ページをごらんください。

議第51号 輪之内町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について。輪之内町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成30年12月7日提出、輪之内町長でございます。

このたびの一部改正は、給食センターの調理業務について民間委託したことに伴い、職員及び職務に関する規定を改めるものです。

それでは、新旧対照表で御説明をさせていただきます。

新旧対照表の18ページをごらんください。

初めに、第3条の職員について、現行では輪之内町給食センターに第1号から第5号までの職員を置くとしていたものを、所長その他必要な職員を置くに改めるものです。

次に、第4条の職務につきましても、現行の第2項から第5項までの従事の内容につきまして、改正案の第2項のとおり、職員は、所長の命を受け業務に従事するに改めるものです。

これらの改正は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

第3条で必要な職員を置くとなっておりますけれども、その必要な職員の職務はどういう職務なのか。

それから、それは何人必要なのか。何人というのはいろいろと状況によって変わるのかもしれませんが、当面何人を予定しているのか、そのことをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

教育課主幹 大橋勝弘君。

○教育課主幹（大橋勝弘君）

職員につきましては、条例の改正のほうでは必要な職員を置くということですが、現在、給食センターのほうには所長が1人おるということです。その他の職員につきましては、今後、業務の内容によって必要になった場合に置くということでございます。

あとは、教育課長が給食センターの所長を兼務した場合等につきましては、所長ではない者が職員として事務に従事することもあり得ますので、柔軟に対応できるように必要な職員を置くということで提出をさせていただいております。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

そうすると、現在は所長1人でいろんな事務をやっておるといことのようにですが、条例で必要な職員を置くとなっておれば、これは職員を置かなきゃいけないんじゃないかというふうに思うわけですが、その辺はどうなんでしょうか。

それと、今、所長が1人でやる、今の職員の業務というのはどういう内容の業務があるのか。それを今所長がやっていると言われましたけれども、この給食センターの職務というのはどういう職務があるのか、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（田中政治君）

教育課主幹 大橋勝弘君。

○教育課主幹（大橋勝弘君）

所長の職務としましては、調理の業務については委託を今回しておりますけれども、調理施設は町の施設を利用しておりますので、施設全般の管理者としてのいろんな業務のほか、修繕とか、各種業務委託、出納事務などについて所長が事務を行っておりますので、所長としての事務は必要となっております。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第51号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

別に特に反対しなきゃならないというわけではないんですけども、やはり給食センターの職務といったことを、せっかくこの設置条例があるわけですから、もっと明確にすべきではないかと。どういう職務があるか、何をやらなければならないのか、そういったことは一切書いていない。それを今は所長が一人で単独でやっておる、条例としてはちょっとどうかなというふうに思います。やはり職務を、給食センターの目的とか、果たすべき役割、そのためにはどれだけの人員が必要かとか、そういったようなことも条例化すべきではないかというふうに思うわけです。

今までは調理とか栄養とか、そういうようなこともあって、これは全部委託にすることなんですけども、それを監視する義務はないのか。給食センターで事業者がやっている給食について意見を言うことができるのかできないのか、これでは何もわからないわけですね。だから、そういうチェック体制というものも必要になってくると思うわけですし、そういったことをもう少し明確にした条例にすべきではないかというふうに思うわけで、私はこの条例に反対というわけではないんですけども、そういう要望をして、現在のこのままでは反対です。

○議長（田中政治君）

ほかに討論はよろしいですか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

それでは、討論を終結します。

これから議第51号を採決します。

お諮りします。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立5名）

○議長（田中政治君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

○議長（田中政治君）

日程第14、議第52号 輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

土地改良課長から議案説明を求めます。

田内満昭君。

○土地改良課長（田内満昭君）

それでは、輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案書の30ページをごらんください。

議第52号 輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例について。輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成30年12月7日提出、輪之内町長でございます。

このたびの一部改正は、土地改良法等の一部を改正する法律が平成31年4月1日から施行されることに伴い、町条例で引用します土地改良法の条文の条ずれ等に対応するとともに、題名及び特別徴収金に関する規定の形式を項から条に改めるものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

19ページをごらんください。

もともとこの条例は、県営土地改良事業等の対象とならないような小規模な整備を町が行う場合の金銭等の賦課徴収について定めたものでございます。

まず、題名の改正でございます。条例の題名を市町村例規の例に沿って、輪之内町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例に改めます。

次に、第1条の見出し中「金銭等の賦課徴収」を「趣旨」に改め、第1条に第2項を追加いたします。これは土地改良法の改正により、特別徴収金に関する条文が法第36条の2から法第36条の3にずれたことに伴い、第1項から抜き出して追加するものでございます。

次に、第2条では現行の第2条第2項に規定していたものを次のページの改正案のとおり、第3条、賦課徴収の方法として規定いたします。

同じく現行の第2条第3項に規定していたものを第7条、特別徴収金として21ページのとおり規定いたします。特別徴収金につきましては、土地改良事業の工事完了の翌年度から8年以内に農地以外に転用した農地に対して賦課されますが、内容は現行と同様のものでございます。

これらの改正は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第52号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第52号 輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

---

○議長（田中政治君）

日程第15、議第53号 輪之内町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○福祉課長（菱田靖雄君）

それでは、議第53号につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の33ページをごらんください。

議第53号 輪之内町デイサービスセンターの指定管理者の指定について。輪之内町デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成30年12月7日提出、輪之内町長でございます。

1. 管理を行わせる施設の名称及び位置につきましては、施設の名称は、輪之内町デイサービスセンター、その位置は、岐阜県安八郡輪之内町四郷2537番地の1でございます。

2. 指定管理者となる団体の名称、代表者名及び事務所の所在地につきましては、団体の名称は、社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会、その代表者名は、会長 加藤正昭、事務所の所在地は、岐阜県安八郡輪之内町四郷2537番地の1でございます。

3. 指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

この候補者につきまして、選定までの経緯を御説明させていただきます。

まず、募集につきましては、町のホームページ上で公募いたしました。募集期間は、平成30年10月1日から10月22日までの間でございます。

募集の結果、応募がありましたのは、社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会の1団体のみでございます。

この団体が指定管理者に指定することがふさわしいかどうかにつきまして、11月20日、指定管理者予定候補者選定委員会を開催し、この団体からプレゼンテーションを見聞きし、ヒアリングを行いました。

委員の方々には、指定管理者予定候補者選定基準に照らしながら、管理・運営の基本方針、管理・運営計画の内容、これまでの実績や取り組み等も加味していただき総合的に審査をしていただきました。

その結果、社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会は、デイサービスセンターの指定管理者として業務遂行能力を有しているものとの判断がなされまして、予定候補者として選定されたものでございます。

町といたしましては、この結果を受けまして、社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会をこの施設の指定管理者に指定をしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

以上で議第53号の御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

**○議長（田中政治君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

**○議長（田中政治君）**

9番 森島正司君。

**○9番（森島正司君）**

この指定管理者予定候補者の選定には、私も選定委員として参加させていただきました。結論を出した者の一人であります。それで感じておりますのは、応募者が1者しかない。指定管理者にして、いかに経費の無駄遣いをなくすかというようなことも目的であろうかと思えますけれども、競争原理が働いていないというところにちょっと疑問を感じているところであります。

1者しかないもので、そのためにこの事業者を選定しなければならないというふうな判断になったわけですけれども、そういったことで、もっと広く公募できるように、公募期間をもっと長くするとか、そういうようなことも考えられるのではないかというふうに思うわけですけれども、今後、5年先にまたやられると思いますけれども、それに向けて何か改善策などを考えておられるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

福祉課長 菱田靖雄君。

○福祉課長（菱田靖雄君）

今回は予定候補者を選定したばかりですけれども、今、議員の御発言で次回に向けての何か改善策は考えているのかということでございますが、今言われましたように、公募期間の拡大といいますか、期間を長くする等々を含めまして考えていきたいと思えます。以上です。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第53号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第53号 輪之内町デイサービスセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決をされました。

---

○議長（田中政治君）

日程第16、議第54号 輪之内町児童センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○福祉課長（菱田靖雄君）

それでは、議第54号につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の34ページをごらんください。

議第54号 輪之内町児童センターの指定管理者の指定について。輪之内町児童センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成30年12月7日提出、輪之内町長でございます。

1. 管理を行わせる施設の名称及び位置につきましては、施設の名称は、輪之内町児童センター、その位置は、岐阜県安八郡輪之内町中郷新田1492番地の1でございます。

2. 指定管理者となる団体の名称、代表者名及び事務所の所在地につきましては、団体の名称は、社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会、その代表者名は、会長 加藤正昭、事務所の所在地は、岐阜県安八郡輪之内町四郷2537番地の1でございます。

3. 指定期間については、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

この候補者につきまして、選定までの経緯を御説明させていただきます。

この施設につきましても、先ほどのデイサービスセンターと同様に、町のホームページ上で公募いたしました。募集期間は、先ほどと同じで平成30年10月1日から10月22日の間でございます。

募集の結果、応募がありましたのは、社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会の1団体のみでございました。

この団体が指定管理者に指定することがふさわしいかどうかにつきまして、11月20日、指定管理者予定候補者選定委員会に諮りまして、デイサービスセンターと同様に、委員の方に審査をしていただきました。

その結果、社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会は、児童センターの指定管理者として業務遂行能力を有しているものとの判断がなされまして、予定候補者として選定をされたものでございます。

町といたしましては、この結果を受けまして、社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会をこの施設の指定管理者に指定をしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

以上で議第54号の御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）



○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。  
これから議第54号についての討論を行います。  
討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。  
これから議第54号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。  
したがって、議第54号 輪之内町児童センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決をされました。

---

○議長（田中政治君）

お諮りします。  
ただいま各常任委員会に付託しました議案につきましては、輪之内町議会会議規則第46条第1項の規定により12月13日までに審査を終了するように期限をつけたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。  
したがって、議第44号、議第47号及び議第49号については、12月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。各常任委員長は、12月14日に委員長報告をお願いいたします。

---

○議長（田中政治君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会いたします。  
定例会最終日は午前9時までに御参集をお願いします。  
本日は大変御苦労さまでした。

（午前11時07分 散会）



平成30年12月 7 日開会 第4回定例輪之内町議会

第2号会議録 第8日目

平成30年12月14日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 議会運営委員の選任について

日程第3 一般質問

日程第4 議第44号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）

議第47号 輪之内町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

議第49号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成30年第4回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4までの各事件

○出席議員（7名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
4番	高橋愛子	5番	小寺強
6番	田中政治	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○欠員（2名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 経営戦略課長	荒川浩	調整監 (産業・建設)兼 産業課長	中島智
会計管理者兼 総務課長兼 危機管理課長	田中久晴	建設課長	近藤豊和
教育課主幹	大橋勝弘	土地改良課長	田内満昭

税務課長兼  
会計室長 伊藤早苗  
福祉課長 菱田靖雄

住民課長 野村みどり

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中島広美

議会事務局 西脇愛美

(午前9時00分 開議)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は7名です。全員出席でありますので、平成30年第4回定例輪之内町議会第8日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（田中政治君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第44号、議第49号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第44号、議第47号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（田中政治君）

日程第2、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

北島登議員の死亡により議会運営委員会において定数の欠員が生じたことから、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名をしたいと思っております。

議会運営委員に小寺強君を指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、小寺強君を議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

これから議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任について、委員会条例第7条第2項の規定により、議会運営委員会において互選をお願いいたします。

暫時休憩をします。

(午前9時02分 休憩)

(午前9時03分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告します。

議会運営委員会の委員長は、森島正司君、副委員長は、森島光明君です。

---

○議長（田中政治君）

日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

輪之内町議会会議規則第55条の規定によって、質問は3回までといたします。

1番 上野賢二君。

### ○1番（上野賢二君）

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1つ、特設公衆電話の設置について。

多くの人が携帯電話とスマートフォンを手にする時代になり、町なかなどにある一般公衆電話が急速に姿を消しました。だが、公衆電話は通信制限を受けずに通話できるため、非常時でもつながりやすいことから、阪神・淡路大地震を機に公衆電話の役割が見直され、災害時に即座に使えるようにするため、特設公衆電話の事前設置を進める自治体が増加しております。

大規模災害発生時には、被災地への安否確認等で電話が急増します。交換機の処理能力を超えてシステムダウンとなるおそれや、ネットワーク全体に影響を及ぼすおそれがある場合には、警察・消防等の緊急通信や重要通信を確保するために一般の通話を制御することがあります。

特設公衆電話は、災害時にNTTと連携して被災者等に対し安否確認等の非常用通信手段として提供する、災害時の通話制御を受けない無料の公衆電話です。この特設公衆電話の事前設置は、市町村等の要請に基づき、避難所等に事前に回線を構築しておき、避難所等が開設された際には、施設管理者により電話機が設置され、即座に利用可能となります。

大規模災害が頻発する現在、本町においてもNTTと協定を結び、避難所等に回線を構築しておく必要があるのではないのでしょうか。特設公衆電話についての認識とお考えをお尋ねいたします。

2. 次期町長選挙への出馬について。

早いもので、もう12月に入り、あと数カ月で議会を含めて任期満了となります。少子・高齢化、人口減少など、全国的に厳しい社会情勢が続く中、木野町長は3期12年、負のイメージしかなかった輪之内町のイメージアップを図るとともに、より安心・安全なまちづくりに努められたことに高く評価をいたしております。

輪之内町産米ハツシモのブランド化（徳川将軍家御膳米）、光ケーブル網の構築などの生活環境整備、防災拠点の敷地造成、避難所施設等の耐震補強や防災士の養成等、ハード・ソフト両面からの防災力の向上、仁木・大藪各小学校の大規模改修、こども園、小・中学校の全教室への空調設備の設置、英語教育の推進、高校生までの医療費の無料化など、子ども子育て・教育の諸施策、工場適地を選定した企業誘致による財政確保策等々、多彩な事業展開を行い、人口減少対策のキーポイントであります輪之内町の知名

度、認知度も高まってきております。

しかし、平成から新しい時代に移行する次年度以降、ますます進むと予想される人口減少、グローバル化の進展、AIを中心とするICTの急速な進化による技術革新等、激動する社会情勢の変化への対応と施策、そして本町における喫緊の課題として福東小学校大規模改修や、バブル期に整備された公共施設の適切な維持管理、防災拠点の整備・完成、（仮称）新養老大橋の架橋促進や、それに伴う幹線道路網のインフラ整備、財政確保策としての観光振興、さらなる企業誘致等、重要課題が山積しております。

このような社会情勢の変化への的確な対応や重要課題をクリアしていくには、町政の継続性と先見性、卓越した政策手腕、そして強力なリーダーシップが不可欠であります。町長のキャッチフレーズであります「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいと実感できるまち」の実現を目指し、町民の期待と負託に応えるために、引き続き町政のかじ取り役を担っていただきたいと思っております。

4期目に向かった次期町長選挙出馬への意思と決意をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

#### ○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

上野賢二議員から2点の御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。まず、1点目の特設公衆電話の設置についてでございます。

議員が御指摘のとおり、大規模な災害が発生した際に家族の安否を確認する等、多くの通話が被災地域に集中し、電話がつながりにくくなると、そんな状況はこれまで各地の災害時等に幾度となく報道されて、そういう意味では通信手段の確保というのが災害時の喫緊の課題となっていることは事実でございます。

日ごろは便利に使用している携帯電話やスマートフォン、これも大規模災害等の緊急時には使えなくなるおそれが多分でございます。これらへの対応のために避難所等で設置される特設公衆電話、これは通話優先度が高く設定されていることに伴って、緊急時の通信手段を確保するという意味では非常に重要なものであると考えております。

特設公衆電話には、災害が発生した後に避難所に設置する、いわゆる事後設置型と言われるもの、それから平常時から施設にあらかじめ回線を設置しておいて、災害等が発生した後に電話機を接続して利用できる事前設置型というのがございます。従来は事後設置型というのが主流であったようでございます。しかし、東日本大震災において特設公衆電話が延べ1,202カ所、3,930台、多数設置されて運用がなされ、通常の公衆電話とともに、その重要性が確認をされております。

ただ、事後設置型というものでは設置までに一定の日数を要すると、そういう意味では、東日本大震災以降は速やかに設置利用ができるように事前設置型の導入が進められ



ていると承知をしております。

今回の御質問で御提案いただきました事前設置型の整備につきましては、NTT西日本が設置、運用する電話であり、電話機や電話機のコード等のほか、必要となる屋内配線や端子盤等の経費は町側の負担になりますが、電話機の接続部分までの電話回線開通工事、それからこれも結構重要な部分なんです、避難所を開設して利用する通信料はNTT側で負担される、つまり通話料無料として提供される発信専用の電話ということになるわけであります。

今現在では、岐阜県下の30市町村、西濃地区では6市町が避難所等に導入をしている状況となっております。

当町では、防災・減災対策として、現在、同報系デジタル防災行政無線の整備、備蓄品の計画的な配備、それから名神高速道路から揖斐川左岸堤に緊急車両が出入りできる、そのための開口部、緊急輸送道路整備等を順次段階的に進めているところであります。

御質問にありました特設公衆電話の事前設置につきましても、災害発生時に大切な安否確認の手段であり、ライフラインとして非常に重要な通信手段であることは多くの言葉を重ねる必要もないと思っております。そのため、適切な設置箇所及び設置の時期について、NTT西日本と早急にか、遅滞なく協議をしております。

続いて、第2点目、次期町長選挙への出馬についてということにお答えをさせていただきます。

私が町民の皆様の御支持を得て、この輪之内の町長に就任をさせていただいてから、もうすぐ3期12年が経過しようとしております。議員からは私の行政運営において一定の評価、理解をいただいていることに対して感謝を申し上げるところでございます。

1期目、2期目もまちづくりや安全・安心のための諸施策、そして地域振興等々、具体的な政策課題を掲げて、その実現に当たってまいりました。平成27年、ちょうど4年近く前の3期目に入る段階で改めて8つの政策を掲げ、行政運営に邁進してまいりました。

その一端を申し上げますと、まず社会インフラ整備などハード面の一つとして緊急輸送路等ネットワークの整備として、現在、大吉新田地内に整備している防災拠点を防災施設の核と位置づけ、そこへつなげるために、28年3月に国土交通省並びにNEXCO中日本と共同で揖斐川左岸堤防に名神高速道路緊急開口部を設置し、被災時における外部からの、言ってみれば応援を受ける、いわゆる受援体制の整備をしたところがございます。幹線道路網からこの輪之内へ直接乗り入れができるという意味では、外からの応援もしやすくなったのかなと、そんなふうには思っているところです。

それから、29年度から楡俣北部地区において土地改良事業を進めておりますが、優良農地を確保しつつ農業の担い手を育成すると。その中において、創設非農用地の設定手法によって企業誘致事業、これも岐阜県と連携しながら進めております。

また、小学校の施設整備に関しましては、小学校において27年7月に仁木小学校の大規模改修第1期の工事を皮切りといたしまして、翌年度の第2期工事、そして29年度には大藪小学校の大規模改修、順次進めてまいりました。

ちなみに、計画上は、平成31年度に福東小学校の大規模改修を予定しているところでございます。

また、28年度には、昨今の災害とも言える猛暑に対応するために、町内各小・中学校の全普通教室にエアコン設置を終える等、教育環境の整備も計画的に進めてまいりました。今後も、これは計画的に進めることとしております。

また、かねてから進めております新養老大橋の架橋を初めとする関連道路網の整備促進についても、岐阜県と共同でその事業に関するストック効果、時々よく最近ストック効果という言葉が使われるわけですが、これは簡単に言えば、整備された社会資本が機能することで、整備後、継続的かつ中・長期的に得られる効果という意味で使われておりますが、そういったものの取りまとめを現在行っております。これも計画に従って準備を進めているということでございます。

大規模事業の実現には、多数の関係機関もございまして、それなりの時間、労力を要しますが、着実に進めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

一方、ソフト面については、子育て環境の充実を図るべく、28年4月から町内保育園を認定こども園化し、幼保連携型の保育教育環境の整備を行ったところでございます。

また、同年、そして29年度と2カ年にわたって地域防災力の強化を図るべく、170名の防災士の養成、そして今年度には、将来を見据えて防災に関する人材育成の一環として、保護者や中学校の御理解のもと、中学2年生を対象に防災士の養成を実施しております。

また、平成28年9月からは地域情報発信力の強化の一環としてケーブルテレビ、いわゆる12チャンネルにおける議会中継の放送開始、また史実にもたれた戦国武将・丸毛兼利に関連して「丸毛サミット」の開催や、特産品として純米大吟醸「福東城・丸毛兼利」の醸造販売の開始等を手がけてまいりました。

こうした取り組みによって、3期目に当たっての住民の皆様とのお約束は、着実に果たせつつあるものと考えております。

さて、議員の御質問にもございましたように、平成から新しい時代に移行する次年度以降、子ども地方を取り巻く環境の変化のスピードは恐ろしく加速していくであろうということ、そしてまた、その課題内容や認識について上野議員と意見を異にするものはありませんし、課題というのは決して小さなものではないんだらうと、そんなふうに認識をしております。

これらの課題解決・解消に向け果敢に挑戦して成果を得ること、これが町民の皆様の期待と負託に応える私の使命であろうと考えております。

時代の進展に伴い、発生する幾多の課題解決・解消に対応していく機会を与えていただけるとすれば、不転の決意のもとで知識・経験を生かして取り組んでまいりたいと考えております。よろしく御理解をいただければ幸いです。

以上で、上野賢二議員の質問への答弁とさせていただきます。

(1番議員挙手)

○議長（田中政治君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

力強い御答弁をいただいたものと理解をいたします。

まず、1番目の特設公衆電話の設置につきましては、早急にNTT西日本と協定を結び、進めていただくという方向で答弁されたと思いますので、町長の先ほどの答弁の中にもありましたが、近隣市町もかなりこれは契約済みということになっているようでございます。県下でも半数以上の自治体がもう進めておるということでございますので、早急に進めていただければというふうに思います。

次期町長選挙につきましては、3期目までの総括をされたというふうに思いますが、4期目に向かって、これからの激動する社会情勢の変化への対応とか、いろんな課題をクリアしていくという御答弁であったと理解をいたしておりますので、ぜひとも輪之内町の発展、大げさに言えば輪之内町が消滅しないように頑張っていただきたいというふうに思っております。

私どもも町民の審判を受けますので、どういう立場になるかわかりませんが、いずれの立場になろうとも将来の輪之内の発展に向けて一緒に頑張っていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（田中政治君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

今月逝去された故北島議員の御冥福をお祈りいたします。

続いて、広報について（町長に物申す）。

平成22年5月から広報、いわゆる町報に広告が挿入されるようになりましたが、そろそろ改変すべき時期が来たと考えます。

本年、30年1月から12月分の利用状況を調べた結果、町外地区利用業者がほとんどで、町内からの利用は、1年でわずか6(9)枠でありました。1年48枠ある中で、全く利用なし月が2回あり、利用なし枠が18もありました。

広報紙面の活用が十分に図られているとは思えません。広報に広告を取り入れる、挿入する限りは、広報担当職員をそれなりに充てておかなければなりません。職員の余分

な仕事量がふえるばかりであります。財源にプラス面は、全くないとは申しませんが、町長に物申す欄に変更してはどうか。

町長に物申す欄を設置して、町民からの投稿、苦情がなければ、行政が順調に推移し、スムーズに回っているあかしであります。以前、たしか玄関口に町政に関する「ご意見箱」が置いてあったかと思いますが、19年以降かと存じますが、撤去されたのか、お答えください。

次に、ホットステーション（サロン）の運営についてであります。

町（社協）のホットステーション事業は、一般的には歓迎されていると考えますが、採算を度外視した営業であるため、町内同業者は悲鳴を上げておられます。事業（喫茶店等）経営者から4月に陳情書（嘆願書）が出されていると聞きましたが、検討し、回答は出されているのでしょうか、お答えください。

ステーション利用者には、お昼に100円プラス100円でコーヒーとお茶、おにぎり2個と半熟卵2個、一口うどん2杯、ばら菓子2個で、昼食がわりに町外からも来店されております。親方日の丸（行政）経営はいかがなものでしょうか。1食分の原価が幾らになっているか、お答えください。

先ほど1番議員から町長の決意のほどをお伺いしましたが、違った見方の住民目線で質問いたします。

政権意欲のほどを。

絶対権力者（3期終了間近の町長）に対してなかなか本音で意見が言えない、言い出せない職員を近くで見ていると、物が言えない雰囲気（風土）が伝わってきます。

30年9月議会では政権意欲のほどをお尋ねいたしましたが、お答えがいただけませんでした。

福東大橋の早期の渋滞緩和を公約に掲げて町長に就任されましたが、以後、公約が遅々として進まず、新養老大橋架橋もままならず、統一選挙が近づき、公約履行のため、県議会議員を目指しておられるのかなあと感じておりました。

そろそろ総仕上げのころ合いかと考えますが、もっともとの意欲をそろそろ封印し、もうよかもうよかと仕上げの政策に衣がえされるべき時期だと考えますが、たった今、決意表明をお聞きいたしたところですが、多選の弊害が出ているのであります。届いていない住民の声にお答えください。失礼を申し上げますが、平にお許しください。

次に、防犯の町宣言を（防犯カメラ設置に助成金条例制定を）。

3月議会で同題名で質問いたしましたが、東京渋谷でハロウィン前の週末、10月27日から28日の深夜にかけて騒動に紛れて軽トラックが倒された事件が起きましたが、おおよそ1カ月後に犯人が特定され、逮捕されたニュースが、防犯カメラを分析し、捜査した結果だと報じられました。

本年3月でも質問いたしましたが、議会での種々の回答の中で、今後の検討課題とし

て前向きに検討してまいりますと答弁されております。その後の検討結果はいかがなものか、お答えください。以上であります。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

古田東一議員からは4点の質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の広報わのうちについて、広報わのうちの広告掲載と意見箱に関する御質問にお答えをいたします。

まず、広告掲載についてでありますけれども、この事業では、広報わのうちの広報媒体として利用し、民間企業等の広告を掲載することにより、町の財源を確保するとともに、町民サービスの向上を目指すことを目的に実施しております。

広報紙に掲載できる枠は、4枠を原則としており、古田議員が御質問の中で御指摘なされたとおり、今年1月号から12月号までの掲載状況は24枠であり、うち町内関係者は9枠でありました。昨年度は21枠であり、今年度も若干ではありますが、増加を見込んでおります。また、町内関係者につきましても、28年度と29年度のほぼ皆無に等しい状況から、先ほどの9枠にふえております。町としては、これも税収以外の自主財源として、ささやかでありますけれども、有効な取り組みの一つであると考えているところでございます。

次に、意見箱の件ですが、確かに設置してあった時期があったと記憶をしております。残念ながら、それをなくした明確な事由というのは不明であります。そういう意味では余り活用されなかったためかなと推測をしております。

議員からの御質問の趣旨は、広告掲載欄を町民からの物申す欄にして、町民の意見をもっと吸い上げてはどうかということだと受けとめました。

多くの自治体で、さまざまな方法で町民の皆さんの意見や考え、そして希望や思いというものを把握しようと努めております。当町では、区長会を初めとして、さまざまな会議の場において忌憚のない御意見を聞かせていただくように努めております。また、ホームページからメールでの問い合わせや、各種団体との懇談会、各区からの要望事項により、町民の声の把握や対応に取り組んでいるところでございます。

地域の特徴を生かした町民主体のまちづくりを推進するためには、町民の皆さんの声を的確に捉えることは、言われるまでもなく重要なことであります。それを町政の状況と照らし合わせながら、適切な判断、施策へとつなげる必要がある、そんな理解をしております。それこそが、ある意味地方分権のあるべき姿、そんなものであらうと私自身は考えております。

また、職員一人一人も町民の声を把握する気持ち、そのような姿勢、的確につかむための感性を養うこと、これが大切であらうと認識をしております。

今後、こちらから意識的に町民の声をつかみに行くと、なかなか難しいとは思いますが、そういう姿勢の中で臨んでまいりたいと考えております。

続いて2点目、ホッとステーション「わのうち」、サロンでございますが、これの運営についてお答えをさせていただきます。

まず1点目、4月の嘆願書に対する回答云々ということでございます。

これは御案内のとおり、事業実施は町社会福祉協議会に委託をしております、その詳細について私どものほうから回答する立場ではございませんので、直接嘆願書に対する回答はしていません。ただ、その要望の内容については、私どもと町社協とも共有はしております。

ただ、この事業自体は、私どもは地域コミュニティ活性化推進事業として、地域の方に集まっていただいて、お友達づくりや健康づくり、お互いの安否確認等に利用していただく目的で行っているものでありますので、今後とも、その事業の目的に資する取り組みを行っていきたいと考えております。

2点目の1食分の原価が幾らになるかについてのお尋ねでございますが、これも直接の事業実施主体が町社協であるため、明細までは承知をしておりますけれども、原材料費は100円以下というふうに聞いております。

続いて、3点目の政権意欲のほどをに対してお答えをさせていただきます。

結論から申しますと、先ほど上野賢二議員からの質問にお答えをさせていただきましたとおり、私ども地方を取り巻く環境の変化のスピードは恐ろしく加速をしていること、またその課題内容は決して小さなものではございません。

先ほど多選云々の話がございましたけれども、やはり専門性、迅速性を重視するという昨今の観点からいけば、それぞれの自治体の判断の中で多選化の傾向が出ているものであろうと私自身は理解をしております。

当町にも生じております幾つかの課題解決・解消に向け、果敢に対応していく機会を私に与えていただけるならば、不退転の覚悟で取り組んでまいりたいと考えております。

さて、議員の御質問の中に、福東大橋の渋滞緩和や（仮称）新養老大橋の架橋もままならないとの内容がございました。現状についての御説明をさせていただきます。

主要地方道羽島・養老線の揖斐川にかかる福東大橋の渋滞緩和については、平成29年6月議会、そして30年3月議会でも同様の御質問をいただいております。その際の答弁でも、引き続き事業主体となるべき岐阜県に対し要望活動を行っておると申し上げております。ささやかな成果でありますけれども、平成21年度、24年度には交差点改良など、少しずつでありますけれども、渋滞緩和の整備を進めていただいていること、またそれに関連して、（仮称）新養老大橋の架橋は、交通の分散化に寄与して、福東大橋の渋滞解消の有効手段ともなり得ると考えて、関係自治体と協議を進めております。

その中で最近の動きとしては、岐阜県と（仮称）新養老大橋と関連道路整備に係るそ

のストック効果、先ほども申し上げましたけれども、整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中・長期的に得られる効果という意味で使っております。最近、いろんなところでこの言葉が出てまいります。それらについても事業進捗のために有効な要素でありますので、この取りまとめを行っているところでございます。決して、そういう意味では、諦めたわけでも放置しているわけでもないよと。先ほども申しましたが、多くの関係機関の調整を要する大型事業を推進するには、それだけの時間・労力を要するんだということを御理解いただきたいと思っております。

さらに、総仕上げの時期ではないかとの御意見がございました。人それぞれに思いがあろうかと思えます。私自身は、冒頭にも申し上げましたように、今は次期4年にそのチャンスを与えられれば、覚悟を持って取り組む覚悟でございます。御理解いただければ幸いです。

続いて、4点目の防犯の町宣言、防犯カメラ設置に助成金条例の制定をという意味、内容と受けとめました。それについてお答えをしたいと思います。

議員の御質問にございますように、本年3月議会でも同様の御質問をいただき、今後の検討課題として鋭意検討していくという旨、答弁をさせていただいております。

そこで、今回、検討結果についての御質問をいただきましたので、御説明をいたしたいと思えます。

まず、現状を把握するために、当町の防犯カメラの設置台数、輪之内町内における犯罪の発生件数、不審者にかかわる危険箇所、大垣警察署管内における犯罪件数を調査させていただきました。

まず、当町の公共施設における防犯カメラの設置状況は、小・中学校16台、これは小・中4校に4台ずつということでございます。それから、こども園12台、3園に4台ずつ、それから図書館に8台、計36台ということでございます。

また、直近2カ年の犯罪件数は、28年が55件、29年が70件となっております。その内訳については、29年においては、空き巣が6件、自転車・オートバイ等の盗難が2件、車上狙いが18件、粗暴犯5件、万引き11件、知能犯5件、その他23件、にせ電話詐欺2件といった状況で、ちなみに大垣警察署管内の刑法犯の認知件数というのは1,789件、輪之内町は70件、3.9%を占めているという状況でございます。

次に、不審者にかかわる危険箇所数については、平成29年度版小中学校安全マップによると、21カ所となっております。

次に、防犯カメラ設置のための検討事項として、住民の肖像権、プライバシー権を担保する方法、またそれに伴う規範をどう制定するかということでございます。これについても、さまざまな判例をもとに検討したところでございます。

まず、ここで押さえておきたいのは、我が国における法的整備の状況でございます。我が国においては、防犯カメラの設置・運用について規定した法律はございません。そ

のため、自治体が設置・運用する防犯カメラの管理方法については、各自治体に委ねられているというのが現状でございます。

過去には、行政機関等における監視カメラの設置等の適正化に関する法律が議員立法として提出されましたが、結局、この法案は審議未了、廃案という形になっております。

ここで、防犯カメラによる撮影について、過去の判例というものを確認しておきたいと思っております。

過去には、さまざまな判例がございます。代表的なものは、大阪地方裁判所の判決の5要件というものがございまして、具体的に問題点を整理すると、1つは目的が正当であること、2つ目が客観的かつ具体的な必要性があること、3番目が設置状況が妥当であること、4番目が設置及び使用に係る効果があること、そして5番目が使用方法が相当であること、この5つの要件を具備した上で条例化するのであれば、公共施設のみ、公共施設の中には公道を含むわけですが、公の部分に防犯カメラを設置する場合においては自主管理条例型、他方、自治会組織等への補助金制度を創設しようとする、統一管理条例型が望ましいとの見解が出ております。

これは何を意味するのか。自主管理条例型というのは自治体のみが対象であり、自治体が設置する防犯カメラについての自主管理規定で、自治体以外の私人等に対して設置利用基準の作成、届け出等の義務を課すものではないという内容、一方、統一管理条例型というのは、私人、行政機関、地域団体等を対象として、公共の場所について設置される防犯カメラについて設置利用基準の作成を義務づけて、かつ当該設置利用基準を自治体に届け出ることを義務づけることを基本的な内容とするものでございます。

その他、全国的には条例制定までは至らないまでも、自主管理規則型、要綱型、ガイドライン型、それぞれのレベルの規制方法で防犯カメラの設置・運用をしている自治体もあると聞いております。

これらを参酌した上で当町に防犯カメラを設置する場合、どの規範を採用するかを決めていく必要があるわけですが、古田議員御提案の助成金条例制定ということになれば統一管理型の条例を制定という、統一管理条例型という先ほど申しました種類のうちの一つでありますけれども、これを採用することになるかと思っております。

また、あわせて財政面でも検討が必要なことは論をまちません。

種々の検討の中で防犯カメラ設置の2つの方法というものが考えられるのかなど、そんなふうに思っております。1つは、既に設置しております光ケーブル網を利用したネットワークの一環として防犯カメラをぶら下げる、クラスターさせる方法と、防犯カメラ単体でメモリーカードに録画すると、この2つの方法が考えられるのかなど。

そこで、いずれも防犯カメラを当面30台設置すると仮定いたしますと、光ケーブル網を利用した場合は、インシャルコストは1,250万円ほど、ランニングコストが年間260万円ほどかかります。また、メモリーカード方式によりますと、インシャルコストは



1,050万円ほど、ランニングコストが年間90万円ほどとなります。いろんなその運用の方法とも絡めてどういうふうに考えるか、今後、さらに詰めてまいりたいと思っております。

総合的に考察すると、当町の犯罪件数から勘案すると、費用対効果という意味ではそんなに高くないのかなあと思われます。ですが、そうはいつでも最近の町内の犯罪の状況からすると、罪種としては当該敷地内での犯行が大勢を占めている状況を考えると、私人が防犯カメラを設置する際の補助金制度を創設するというのも、これは一考に値するものかなと、そんなふうに考えております。

以上、議員がお尋ねの検討内容について現状をお答えさせていただきました。これらの検討結果を踏まえて、実現できる方法で進めることによって町民の安全・安心なまちづくりの一環として捉えてまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上、幾つかの御質問に対する古田東一議員への回答とさせていただきます。

(2番議員挙手)

**○議長（田中政治君）**

2番 古田東一君。

**○2番（古田東一君）**

まず初めに、防犯の町宣言について、3月に私が質問したときの答弁が前向きに検討するという返事でしたので、行政側が前向きに検討しますというのは、従来やらないという返事というふうに一般的には言われていますので質問したんですけれども、それなりに十分に検討していただいておりますということがわかりましたので理解しております。

それから、さっきの広報についてですが、26年4月からの掲載だと思いますが、年度ごとの収入をお答えください。

町の人件費を差し引いたらマイナスになるのではないかと考えるんですが、いかがでしょう。以上です。

**○議長（田中政治君）**

総務課長 田中久晴君。

**○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）**

それでは、今、古田議員様からの御質問につきまして、年度ごとの広報掲載の収入でございますが、まず22年度につきましては12万円、23年度につきましては8万円、24年度につきましては12万円、25年度につきましては14万円、26年度につきましては7万5,000円、27年度につきましては同額7万5,000円、28年度につきましては6万円、そして昨年度、29年度につきましては10万5,000円でございます。大体毎年10万円前後の収入でございます。

その後の人件費との勘案という御質問でございましたが、広報わのうちといいますのは、この広告掲載を目的としているわけではございません。あくまで町の事業ですとか

内容について広く町民の皆様に広報する、周知していただく、輪之内町ではこのような事業を行っている、また行うというようなことをするものが広報紙の目的でございます。その広報紙を利用して、こういった広告掲載をするということでございまして、確かに人件費と比較と言われますと、それを賄うものというものではございませんが、あくまでこれは、先ほど町長の答弁の中にもございましたとおり、税収以外の自主財源として町ができること、確かに地道ではありますが、できることを一つでもやる、そういった姿勢で取り組んでおります。これを今後も着実に進めていきたい、そのように考えております。以上でございます。

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

せんだってお亡くなりになられました北島議員に哀悼の意を表しまして、質問に入らせていただきます。

今回は農地利用意向調査についてお伺いしたいと思います。

最近、農業委員会からある農家に対して農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査書が送付され、農業上の利用意思がない場合等には農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告をし、勧告に従わなかった場合は農地の固定資産税等が引き上げられることになると警告しております。

相談に来られた方は、同じような農地がほかにもあるのに、なぜこの土地だけなのかと不思議がっておられます。

この方は、以前は田んぼとして稲作をしておりましたけれども、水利も悪く、減反政策によって休耕しておりましたが、その後、埋め立てて畑にしたということでもあります。しかし、それによって農業収入がふえるわけでもなく、不本意ながらも耕作放棄しなければならない状況になっているということでもあります。

そこで、何点かお尋ねいたします。

まず、いわゆる耕作放棄地に対する対応についてお伺いします。

商業や工業においては営業放棄や操業放棄している商店や工場などがありますが、農業においては農家が自分の農地を耕作放棄することは許されないことなのでしょうか。その法的根拠はどこにあるのか、教えていただきたいと思っております。

町長は、このような農地においてどういう営農指導をされるのか、どうしたら採算の合う営農収益を上げられるのか、御教示いただきたいと思っております。

次に、農地法第31条に基づく申し出状況についてお伺いします。

農地法第31条では、いわゆる耕作放棄農地周辺の地域において農業を営む者などは農業委員会に申し出ることができる。そして、農業委員会は、当該農地の利用状況調査その他適切な措置を講じなければならないとしております。

しかし、この方の農地の周辺で耕作されている農地は見当たらず、農地法第31条に基づく申し出があったとは思えません。

農地法第31条に基づく申し出は、これまでに全町で何件あったのか、そして適切な措置としてどういう措置を講じられたのか、お尋ねいたします。

この農地利用意向調査は、いつから、どういう基準で行われているのか、お尋ねいたします。

続いて、農地中間管理事業等の利用による農家の所得についてお伺いします。

この意向調査では、選択肢に農地中間管理事業の利用、あるいは農地所有者代理事業の利用などが提示されております。他の農地と連担しない200平方メートル以下の小さな畑であっても、それだけで単独で利用できる事業なのでしょうか。これらの事業を利用すると、農家の収入はふえるのでしょうか、お尋ねいたします。

続いて、耕作放棄農地がなぜ宅地並み課税となるのか、お伺いします。

農地の利用意向調査書では、現に耕作されておらず、引き続き耕作の見込みがないと指摘し、この意向調査に応じないと固定資産税や都市計画税が引き上げられるとしております。

しかし、これまでは、たとえその土地の名目が農地であったとしても、現況が駐車場であったり、あるいは建築物が建っているなど、現況が宅地と認定されるような状況になっているときは宅地並み課税となっていたものと認識しております。

農地中間管理機構と協議すべきと勧告されるような農地は、本来優良な農地のはずであります。このような優良な農地が、なぜ宅地並み課税となるのでしょうか。いつから、どういう理由で課税基準が変わったのでしょうか。

なお、農地の宅地並み課税をするかどうかの権限は、農業委員会にあるはずがなく、税務課であります。十分な説明もなく、農業委員会が農地に宅地並み課税をかけるかのように警告することは越権行為ではないのでしょうか。町長の見解を求めます。

#### ○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

それでは、森島正司議員の御質問にお答えいたします。

議員からは農地利用意向調査について、4点の御質問をいただきました。順次お答えをいたします。

1点目の御質問、いわゆる耕作放棄地に対する対応についてでございます。

農業において農家が自分の農地を耕作放棄することは許されないのか、法的根拠を示せということでございますが、これは平成21年の農地法の改正によって、従来は農地に関する農家の責務は所有というものですが、改正によって利用という面からの規制がかかってきております。

農地法第1条では、農地は国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源であると示されております。

また、農地法第2条の2では、農地について権利を有する者の責務として、農地について所有権または賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利、そういった何らかの権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないというふうに規定をされました。

つまり、効率的に利用することを求められるようになったもので、簡単に言えば、できないのであれば誰かに貸すとかする手段を講ずるなど、農家は農地を適切に管理することが義務づけられたというふうに考えられます。

耕作放棄地の農地にどういう営農指導をされるのか、採算の合う営農収益を上げられるのか、これらについては、まず耕作放棄地の解消が営農の第一条件です。その上で、議員御承知のとおり、農業は一般的にも成長産業ではありません。国民の食料確保のための施策として、補助金や土地改良事業の推進等によって農地の管理条件をよくして耕作し、また国の補助金等を有効に活用して収益を上げていくことが大切だと考えております。

2点目の農地法31条に基づく申し出の状況について、まずこの法律の申し出というのは何なのかということですが、申し出対象の農地というのは農地法32条第1項各号のいずれかに該当する農地のことで、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地及びその農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比較して著しく劣っている農地、要するに周辺と比較しても余り利用されていないんじゃないかと思われるような農地というふうに定められておるわけです。

そして、その場合の申し出者となり得るのは、その地域の農協、土地改良区、農業共済組合等でございます。これらの各団体から該当する農地を農業委員会に申し出て、適切な措置を講ずべきことを求めることができるというのが同条の規定でございます。

なお、現在までにこの法律に基づく申し出はございません。

次に、農用地利用意向調査は、いつから、どういう基準で行われているのか、このお尋ねにつきましては、農用地利用意向調査というのは平成25年12月5日付の農地法改正、このときから農業委員会に義務づけられたものでございます。

農地法第30条第1項に農業委員会は農林水産省令で定めるところにより、毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査、いわゆる利用状況調査を行わなければならないと規定して、その運用通知の中で調査の方法及び遊休農地の判定等を示しております。

調査の方法は、旧市町村大字等を適当な範囲で区域を区切って、担当の農業委員、農地利用最適化推進委員等によって実施しております。

遊休農地の判定については、農地法第32条第1項第1号及び第2号で規定する農地で、現に耕作の目的に供されず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込める農地、その農業上の利用の程度が周辺の地域における農地の利用の程度に比して著しく劣っていると認められる農地について利用意向調査をすることにしております。

3点目の農地中間管理事業等の利用の農家所得について云々であります。他の農地と連担しない200平米以下の農地でも利用ができる事業なのかということについてですが、これは希望する耕作者があれば借り受けしてもらえるとということになっております。

また、この事業を利用すると農家の収入はふえるのかという御質問であります。農地の所有者、貸し手としては、地域の状況に合わせて賃料が入ってまいりますし、借り手としては、使い方の状況によって収入は変わってくるということでございます。

4点目の耕作放棄農地がなぜ宅地並み課税となるのかについて、これは結論から申し上げますと、耕作放棄の農地であっても宅地並みの課税にはなりません。

一方で、現況が宅地であれば、地目のいかんにかかわらず宅地として評価して宅地並み課税になるということでもあります。

耕作放棄地の所有者に対して農業委員会は、平成28年度から農地法第32条の規定に基づいて利用意向調査書の提出を求めています。この利用意向調査は、遊休農地として判断された農地所有者に対して、その農地をみずから耕作するのか、農地中間管理事業を利用していただけるのか、所有者が直接誰かに貸し付けるか、そういった意向を尋ねるものでございます。

回答後に、その回答のあった方に対しては、その回答に基づいて利用されているかどうかの確認をいたします。

しかし、回答の内容どおりに農地が利用されていない場合及び回答を求めても回答がいただけない方の農地については、農地法第36条に基づき、農地中間管理機構と協議すべき勧告を県知事に対して行います。

なお、これまでこの勧告を行ったことは当町においてはございません。

また、議員御指摘のとおり、登記が農地で現況が宅地、これは明らかに農地法の違反転用に当たるわけでございます。農業委員会としては、違反転用の是正のため、農地所有者に原状回復の指導、これは当然するわけですが、農地転用の許可基準に適合するものについては、農地転用許可の手続をとるようにも指導をしております。

議員の御質問にもあります農地の宅地並み課税云々については、農業委員会にその権限がないのは制度上明らかであります。あくまで農業委員会は、農地法に基づいた、現況の農地の状況がどうなっているかを把握し、適正な農地の管理と農地の効率的な利用促進を農地所有者及び耕作者に推進するものでございます。

以上で、森島正司議員への答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

詳しくお伺いしたんですけれども、幾つかまた再度聞かなければならないような答弁だったと思いますが、まず、この耕作放棄地に対してどういう指導をするのかということですが、結局、農地法に基づいて農地はやらなければだめだというような御答弁だったと思いますが、やはり農家も事業主であります。農業という事業を営んでおる。その農業が採算が合わなければ、これは生活をしていくためには赤字になるようなことを継続してやっているわけにはいかない。だから、不本意ながらも農地の耕作放棄を、諦めなければならぬと、これが現実の状態です。それに対してどういう指導をするのかと、今お伺いしたんですけれども、それに対しては明確な答弁がなかったかのように思います。長い答弁の中で私が正確によう理解しなかったのかもしれませんけれども、いまだに今の答弁を聞いただけでは納得できなかったということでもあります。

それから、農地法第31条に基づく申し出についてはないということでもあります。農地法31条に基づく申し出がなければ、これは周辺の人誰も困っていない、困っているのは行政側の農地法に基づく規定にそぐわないからやるというだけであって、農家の方は、全ての農業者は誰も困っていないのに、行政の都合でこういう意向調査をやって、意向調査に従わなければ宅地並み課税をかけるよというおどしをかける、そういうふう思うわけです。

農地法で農家の義務を課しているかもしれませんが、その農地法の趣旨そのものが、私には農家のための農地法でなくて、中間管理機構、あるいはそういう大規模農家のための農地法なのかと。小規模農家の権利はどのように保障していくのか、小規模農家の生活権をどうやって保障していくのか、こういった観点が全く見受けられないというふうに思うわけです。その辺のところを町長はどのように考えておられるのか。

小規模農家で採算に合わない農地しか持っていない、そういった農家については、農業を諦めて人に貸すなり、あるいは中間管理機構に預ける、そういうことを強制することなんでしょうか。これは、本来強制されるべきものではないというふうに思っているわけですが、この法の趣旨というのはそういう趣旨なのかどうか、改めてお伺いしたいと思います。

それから、小規模の200平米以下の小さな農地で、こういった農地を中間管理機構が受け入れてくれる見込みはあるのかどうか。申請があれば、それを中間管理機構に申し出て、中間管理機構が受け入れれば協議してもらおうというような答弁だったと思いますが、そもそも他の農地と連担しない200平米以下のような小さな農地を中間管理機構が受け入れる可能性はあるのかどうか。受け入れる可能性がないのであれば、そもそもこの選択肢はもともとないわけでありまして。この選択肢のないことを農家にこの意

思表示をせよと、そんな必要、なぜそんなことをやるのかと、そういったこともちょっとお伺いしたいというふうに思います。

それから、耕作放棄農地が宅地並み課税となるということは、これはあり得ないと。現況が宅地になっておれば宅地並み課税はあり得るけれども、現況が宅地でなければ宅地並み課税になるはずはないということを確認したいと思いますけれども、その辺は、今、町長のほうからもそのような内容の答弁だったと思いますけれども、であるなら、なぜこの意向調査でこのようなおどしをかけるのか。これは、まさにできないことがわかっておって、そして農家におどしをかけている、まさに脅迫であります。そのようなことをすべきではないと思いますけれども、その辺のところをもう一度明快に御答弁願いたいというふうに思います。

#### ○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

幾つかの再質問をいただきました。

まず、農家に対してどういう営農指導をするのか、これは先ほど申し上げたとおり、農業が非常に採算性に厳しい業態であることは、もう皆さん御承知のとおりであります。だから、そのためにこそいろんな国の施策等々があるわけでありますので、そういったものを十分組み合わせてどうやってやったらいいかと、この部分は赤字が出ないように、施策上の制度の担保は当然でありますけれども、事業者としても、農業者もその資質が問われるものとしか言いようがございません。

それから、農地法31条、農地の適正利用、人に言われることじゃないわと、所有者が考えることじゃないかという話なんです、その部分をあえて農地法の改正の中で、国家資産として、国が当然安定的にその土地利用をする農地、これは食料自給率だとか、何かいろんな関係があって、やっぱり国策としてもその農地利用の適正化を図るという趣旨の中、国会で議論された上で、やっぱり農業の各制度が法制化されているわけでございます。

そういう意味では、そういう大きな大計の中で動いている部分について、私どもはその規制の範囲内で動くということが求められているんだろうというふうに思っております。

それから、200平米云々の話は、先ほどお答えをいたしたとおりです。

それから、耕作放棄地がなぜ宅地並み課税、これはあり得ないということは先ほど申し上げました。なぜかと、ちょっとここは誤解のないようにしていかないかんのですけれども、いわゆる耕作放棄地は、これはあくまで農地性を失っていないという前提です。違反転用の部分については農地性を失う程度に多用途に利用されてしまっているという、そこを混同されますと議論がなかなかかみ合わないんですけれども、農地性を失わない

耕作放棄地については、農業委員会が農地の意向利用調査等をして、農地として利用されますかという、その観点から幾つかの質問をさせていただいた。その質問の中で明らかに農地として適正利用する意思が薄いものについては、それは農地としての耕作放棄地について農業上の観点から、いわゆるその評価の一部を一般の適正に利用されている農地よりも税が高くなる運用がされている。その意味においては、農地性を失った宅地に対する宅地並み課税とは課税の根拠が全く違いますよね、そこをちょっと誤解のないようにしていただかないと議論が全くかみ合いません。

（「誤解はしていませんよ」と9番議員の声あり）

○町長（木野隆之君）

じゃあ、曲解しているんですね。

だから、そこら辺のところを少し誤解のないようにしていただきたいなということでございます。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

詳細な反論というのは答弁書を見ないと、なかなか系統的なものは難しいんですけども、今の私が指摘しているのは、農業委員会が宅地並み課税されるよというふうなことを言っているわけですよ。だから、それは越権行為じゃないかと、農業委員会にそんな権限はないじゃないかということをおっしゃるわけですよ。

宅地でもない、優良な農地でもない。中間管理機構に預託するような、そんな優良な農地であれば、それがなぜ宅地並み課税になるのか。で、回答をしなかったら、あるいは6カ月過ぎても現状が変わらなかつたら宅地並み課税しますよと、そういうふうな文書がこの農家に送られているんですよ。だから、それが農業委員会として越権行為ではないかということをおっしゃるわけですよ。

だから、そういう優良な農地が宅地並み課税になるはずがないんですよ。それを回答しなかったら、6カ月過ぎても現状であれば宅地並み課税になる可能性があるというふうなおどしをかけておる、そういうやり方は改めるべきではないかということをおっしゃるわけですよ。私は何も誤解しているわけではないというふうに思います。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度、事実だけお答えをしておきます。

確かに御自身がおっしゃられるとおり、農地利用意向調査というものをしております。その中の留意事項の中に、「勧告が行われると、当該勧告の対象となった農地の固定資



産税及び都市計画税の評価額が引き上げられ、固定資産税額及び都市計画税がふえることとなります」と、確かに書いてございます。これは宅地並み課税を意味しておるものではないと、先ほど申し上げたとおりです。

農地性を失わない農地の中での固定資産税制の運用上の問題ということでもありますから、ちょっとこれは平行線の議論というよりも、いわゆる農地性、非農地性をめぐるきちっとした議論が必要かと、そんなふうに思っております。以上です。

○議長（田中政治君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（田中政治君）

日程第4、議第44号、議第47号及び議第49号を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 古田東一君。

○総務産業建設常任委員長（古田東一君）

委員長報告をいたします。

平成30年第4回定例輪之内町議会において当委員会に審査を付託されました案件について、平成30年12月10日午前10時30分より協議会室において全委員7人、執行部側より町長初め各関係課長ほか関係職員出席のもとに審査をいたしました。

その経緯と結果をここに御報告いたします。

初めに、議第44号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会の所管分について、最初に議会事務局長の説明を求め、これは議会初日に可決された議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正に基づく支給率の改定により予算額に不足が生じるための増額で、議員の期末手当分9万8,000円であるとのことでした。

次に、総務課長から説明を受け、質疑に入り、県議会議員の投票は31年4月7日の予定であり、県議会議員選挙の職員手当と食糧費は何人分かに対し、職員3人で2日分の勤務分であり、食糧費は、期日前投票に従事する投票管理者、立会人、職員の計5人であり、1食927円で、2日間の昼食、夕食に係る経費であるとのことでした。

次に、危機管理課長から説明を受け、交通安全施設の台風被害はどのくらいあったのか、また道路新設箇所以外に施設の新設はあったのかに対し、被害状況は、反射鏡が59カ所、交通標識及び看板等が30カ所で、計89カ所である。新設分については、年度の途中であり、実績に応じての計上であるとのことでした。

次に、経営戦略課長から説明を受け、ふるさと応援寄附金の現在の寄附額はどれだけかに対し、平成30年12月5日現在で829件の寄附を受け、寄附額は2,513万2,900円であるとのことでした。

ふるさと応援寄附金の使用目的は何かに対し、自然環境の維持保全や社会福祉、高齢者福祉の向上、次世代育成、学校教育の充実など6つの事業に充当することになっており、寄附された方は、どの事業に充当するかを選択できることになっている。

ふるさと応援寄附金に限度額はあるのかに対し、限度額は設けていないとのことでした。

株式会社さとふるに何の業務を委託しているのかに対し、寄附の申し込み受け付けや、寄附された方にお送りする返礼品の商品のラインナップ、返礼品の発送といった一連の事務を委託しているとのことでした。

ふるさと応援寄附金から企画費で計上している消耗品費、通信運搬費、委託料の合計1,542万6,000円を差し引いた金額が財源になるという解釈でよいかに対し、そのとおりであるとのことでした。

ふるさと応援寄附金に係る事務を業者に委託しなくてはいけないのかに対し、今まではホームページのみで募集しており、寄附件数や寄附金額も少なかった。これは当町がクレジット決済などを設けていなかったことから、寄附者の利便性を図ることにした。その結果、寄附件数、寄附金も大幅に増加したとのことでした。

最後に、産業課長から説明を受け、機構集積協力金補助金返還金はどのように発生したのかに対し、対象者が農地中間管理機構に預けられてから新たに農地を購入したため、返還を求められたとのことでした。

経営体育成支援事業補助金は100%補助か、また農業共済加入が要件となっているのかに対し、国の負担分は2分の1であるが、町の負担分はなしである。今回の補助を受けて再建する場合は、農業共済未加入の方は、その後に参加することが求められるとのことでした。

歳入歳出補正額は6,623万1,000円のうち、当委員会所管分は6,291万9,000円で、そのうち一番多い歳入の補正額は、寄附金の3,926万6,000円でありました。一番多い歳出の補正額は、総務費の5,786万1,000円でありました。詳細は、全委員がお手持ちの資料のとおりであります。

採決の結果、議第44号のうち当委員会所管分は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第49号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総務課長から説明を受けました。

今回、特別職の報酬を諮問した理由は何かに対し、来年度は統一地方選挙の年に当たり、町長及び町議会議員の任期満了を迎える年である。また、教育長の任期についても来年3月31日で満了するということから諮問したとのことでした。

報酬等審議会は定期的開催するののかに対し、特別職報酬等審議会条例には定期的開催するとは記載されていないが、その時々的情勢や状況の変化等により必要に応じて開催している。今回は2年半ほどが経過しており、状況等の変化に合わせて客観的な意見を聞くために審議会へ諮問し、その是非についてを検討してもらった。任期のたびに開催するわけではなく、あくまで必要に応じて開催したとのことでした。

何万円以上の報酬で年金がとまるののかに対し、28万円以上あればとまることになっているが、1階から3階までがあり、1階部分は、国民年金で必ず受給することができる。2階部分は、厚生年金保険で報酬比例部分、3階部分は、企業年金や退職等年金である。年金受給者が公務員であれば3階部分はとまり、また2階部分は部分停止となり、1階部分の国民年金の受給のみとなる。また、年金は保留ではなく停止であるとのことでした。

審議会の委員はどのように選出されたののかに対し、審議会委員は、その都度の諮問の際に選任をしている。委員には、町内の各種団体関係者、元町会議員、教職員経験者、地元企業の役員等の中から、年齢や性別など偏りがないように選任したとのことでした。

審議中、町長からも何度か説明があり、委員から、報酬審議会委員の人選について、メンバーの中に議員の仕事がどんな仕事か全く知らないと言われている委員さんが選任されていると異論が出て、熱い舌戦になりました。

平成27年と同じ提案だが、3年前とは何が変わったののかに対し、3年前は教育長の立場が非常勤から常勤へ変わり、53万円という答申を受けて提案した。今回の提案では、教育長の職務の重要性を改めて再認識した答申であり、それが妥当であると判断し、条例改正を上程したとのことでした。

近隣及び類似の市町村と比較して平均をとっているが、教育長だけでなく、議員も平均をとる必要があるのではないのかに対し、教育長においては他市町とかなり隔たりがあるので、審議会の答申では教育長のみを改定するものであったとのことでした。

討論に入り、今回の改正は教育長の任期満了後になっており、平成27年の結果が間違いならば速やかに改正すべきであり、間違いでないなら今回の改正は見送るべきであるとの考えから反対であるとの反対討論が2名と、現在の教育長は、教育委員長と教育長が一つになった職で、責務は重大であり、年金受給額をもとにするのではなく、特別職としての給与の額を決めることが妥当であるから賛成であるとの賛成討論がありました。

異議があるので挙手による採決を行いました結果、賛成少数のため、議第49号 輪之内

内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、当委員会としては否決すべきものと決定しました。以上であります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 森島正司君。

○文教厚生常任委員長（森島正司君）

続きまして、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成30年第4回定例議会初日の本会議におきまして本委員会に審査を付託されました案件につきましては、12月10日午前9時半から全員協議会室において文教厚生委員会を開催し、執行部側からは町長、教育長、参事、会計管理者、福祉課長、住民課長、教育課主幹及び担当職員、そして議会側からは全委員出席のもと審査を行いました。

その概要及び結果を報告いたします。

最初に、議第44号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会所管分を議題とし、審査しました。

今回の補正は教育課所管分のみで、教育課主幹から説明を受け、プラネットプラザ管理費の260万3,000円と小学校管理費の71万3,000円のみであります。

プラネットプラザ管理費は、今年10月上旬に照明灯の配線劣化による漏電が発見されたため、これを修理するものであります。

小学校管理費は、大藪小学校南舎に非常階段を設置するための設計委託料で、現在は非常時には救助袋で避難するようになっておりますが、校長先生からの要望や監査委員からの指摘もあり、非常階段を設置しようとするものであります。

非常階段だと一斉に避難者が集中すると、かえって危険ではないかと意見が出されました。これに対し、小学校では年8回程度の避難訓練をしており、非常階段設置後は階段を使った訓練も実施し、安全を確保していくとのことでした。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、議第44号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会所管分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第47号 輪之内町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についてを議題とし、福祉課長から説明を受けました。

この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）の規定に基づいて制定するもので、全国的には平成二十二、三年ごろに条例制定の機運が高まったも

の、当町での条例制定に向けての検討は今年度に入ってからで、今回の提案になったということであります。

条例では、基本理念や町の責務、町民の関係者の役割等を定め、町長は、この事業を計画的に推進するために推進計画を定めるものとなっています。

この推進計画は、平成31年度にアンケートをとり、平成32年度に策定するということでもあります。これでは、条例の施行は平成31年4月なのに、推進計画に基づく施策は平成33年度以降になってしまいます。なぜもっと早くアンケート調査を行い、推進計画の策定を早くしないのかとの質問に対し、条例の制定が先か、計画の策定が先かということになり、条例制定が先になるということでもあります。

また、条例制定と計画策定を同時に進めるということも考えられましたが、別の健康計画の見直しがあり、平成31年度にアンケート調査をとり、平成32年度に策定する予定であり、このサイクルに乗せていきたいということでありました。

審査を終わり、討論はなく、採決の結果、議第47号 輪之内町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上が審査の概要及び結果です。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（田中政治君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

これで質疑を終わります。

これから、議第44号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第44号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第47号 輪之内町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第47号 輪之内町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第49号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これにつきましては、委員長報告の中にもあったかと思えますけれども、27年度に決まって以来、なぜ今、この時点でやらなきゃならないのかと。私たちも来年の5月に改選になる、町民の審判を受けることになる。もし、私たちの判断が間違っておるといふのであれば、恐らくそういったことも町民からお叱りを受ける結果になるというふうに思っているわけでありまして。それをまだ十分な町民の判断も仰がないままに、状況の変化もなしに改正するというのはどうかなというふうに思います。

前回の改正案が妥当であったと私は思っておりますので、これを改正する、現段階においてには必要がないのではないかとこのように思って、反対であります。

○議長（田中政治君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

報酬審議会委員の人選について、メンバーの中に選挙の参謀を務められている人や、議員の仕事がどんな仕事か全く知らないと発言されている委員さんも選任されており、観光に文化に適した有力地帯であった、歴代町長の念願の施設を検討もなくなぜ潰したのかとやゆされている県指定史跡、薩摩堰遺跡周辺を確保した本人も選任されています。とやかく言うべきではないとは考えますが、本来中立的な立場の人の選任を心がけるべきであるのに、従来は常に入っていた区長会会長が外されていて、良識ある人選だったとは到底言えません。

提出された教育長の日程を拝見すると、町会議員の日程よりやや多い程度でありました。これをもってしても28万円が高いか安いかは即時には論じられませんが、教育長が勇退を考えておられるのであれば別ですが、報酬額の問題ではないと考えます。

したがって、議第49号は現状維持が妥当と考え、反対であります。以上であります。

○議長（田中政治君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

ただいまの49号の中で教育長の給与についてであります。これは教育長は、常勤の特別職であります。委員会でも申し上げましたように、教育長は従来の教育委員と教育長が一つになったものと思ひ、教育長にはそれなりの責務が重大だと思ひわけでございます。

前回も年金をもらってみえるから少なくてもいいという、年金をもとにするのではなくて、給料が多ければ年金が減るわけでございます。特別職としての給料を決めていく必要があると思ひます。

もし、我々議員が報酬のほかに所得が多くあった場合、その所得に応じて報酬は減るでしょうか、私は減らないと思ひます。

そこで、どなたが教育長になられてもいいように、他の市町から見ても、今回、給料を決めていくのが当然で、今回出された金額は妥当であると、本案に賛成をいたします。

○議長（田中政治君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。

本案は起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立2名)

○議長（田中政治君）

起立少数です。

したがって、議第49号は否決をされました。

---

○議長（田中政治君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

---

○議長（田中政治君）

これで本日の日程は全部終了しました。

平成30年第4回定例輪之内町議会を閉会します。

8日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、閉会の運びとなりましたことに対し厚く御礼を申し上げます。大変御苦労さまでした。

(午前11時07分 閉会)



会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年12月14日

輪之内町議会 議長 田 中 政 治

署名議員 古 田 東 一

署名議員 森 島 光 明